

平成23年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第5日）						
招集年月日	平成23年3月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成23年3月17日	9時30分	議長	坂口久信	
	閉会	平成23年3月17日	14時26分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 嚴	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	5番	牟田 則雄	6番	川下 武則	7番	見陣 泰幸
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	新宮 善一郎		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	桑原 達彦	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	高田 由夫		
	町民福祉課長	毎原 哲也	太良病院事務長	井田 光寛		
	健康増進課長	松本 太	太良病院院長	上通 一泰		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成23年3月17日（木）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 議案第11号 平成23年度太良町一般会計予算について
日程第2 議案第12号 平成23年度太良町山林特別会計予算について
日程第3 議案第13号 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第14号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計予算について
日程第5 議案第15号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計予算について
日程第6 議案第16号 平成23年度太良町簡易水道特別会計予算について
日程第7 議案第17号 平成23年度太良町水道事業会計予算について
日程第8 議案第18号 平成23年度町立太良病院事業会計予算について
日程第9 閉会中の付託事件について
（追加日程）
日程第10 議案一括上程
町長提案 議案第19号～議案第20号
町長の提案理由の説明
日程第11 議案第19号 太良町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第12 議案第20号 太良町教育委員会委員の任命について

午前9時30分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおりに進めます。

日程第1 議案第11号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第11号 平成23年度太良町一般会計予算についての議事を継続いたします。

3月16日、本会議第4日目に引き続き平成23年度太良町一般会計予算についてを審議いたします。

それでは、歳出の第10款. 教育費146ページから歳出の最後、第14款. 予備費173ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

予算書の155ページの学校管理費、さまざまな説明がありますけども、これきのう要するに県立高校の合格者の受験数などの表をいただきました。それで、これはすぐ高校に関連する話ですけども、新生太良高校において大浦、多良中学校合わせて8名というような数字が出ております。今日、少子化の時代で、そして子供も少なくなり、この数字が本当にこれでいいものだろうか、悪いものなのだろうか、合計12名ですね、あれしますけれども、ことし合格した人数が65名、新生の1年生ですね、これやはりこの中から65名からひよっとしたらもう選択を打ち切る子供たちも出てきて、要するに数も減るだろうと思います。管理に関する規則が例規集に載っておりますよね。その中でこの太良高校は連携型の中高一貫高校というようなことで昔私も非常に興味があったときに大分県は安心院高校、そこを見学、視察したことがございます。その中高一貫の推進校だったと今覚えております。その中で管理に関する規則で、あくまでも中高一貫高校というようなことで連携型中学校の教育課程という中で第18条の2、太良町立多良中学校及び大浦中学校は学校教育法施行規則、昭和22年文部省令第11号第54条の3の1項の規定により佐賀県立太良高校と連携し、その教育課程を実施するとなっておりますよね。その中で私がお尋ねしたいのは、この佐賀県立太良高等学校との連携、これは今現在の状況をお知らせしていただきたいということと、その後に全校の教育課程を編成するときはあらかじめ当該高等学校と協議しなければならない、この教育課程というものは大浦中、多良中、どのようなものか具体的にお尋ねしたいと思います。

そしてまた、いろいろ連携の中学校でありましては地区が違いますよね。大浦中と多良中ではやはりスポーツの面でも今現在私がちょっとあれしてるのは柔道の練習かれこれ、太良高校にあれしますけど、大浦中学、とにかく距離が遠い、そういう中での連携プレーというのはできているのだろうか。要するに大浦の中学校からすれば、私が単純に思うには不便性があるんじゃないかと思えますけれども、そこら辺はどのような形をとっておられるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○教育長（陣内碩恭君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおりに、ここ数年来、連携型の中高一貫教育ということで進めてきた状況ではございました。この併設型の中高一貫教育というものと比べますと、全国的な傾向ではございますけれども、この連携型の中高一貫教育は大変苦戦をしたという状況でございました。なかなか連携型での中高一貫教育というものを進めていく上では、教育課程の編成をする上でもなかなか難しい状況であったというようなことでございます。もちろん中学校と高校とでは綿密な教育課程の編成についての協議は重ねてきたところではございましたけれども、ごくごく一部の連携を図ったというような程度のものでございまして、数年前までは高校側から中学校側に出向いて授業を担当してくれるというようなことも行ってきたところでした。あるいは中学校側からも高校側に出向いて高校の授業展開するといったようなこと

も、そのようなことを行うためには、どうしても教育課程の協議をした上でないとそういうことはできないわけでありますので、当然そういう協議も進めてきたわけですが、ここ一、二年については県の補助でも連携型のための中学校に出向くための職員の配置ということも打ち切られているというような状況で、ここ一、二年はそれぞれの学校に出向いての授業というようなものもなくなっているというようなことでございます。なおかつまた新太良高校が発足するに当たっては、連携型の中高一貫教育は一応やめにする。ただ、中高一貫教育というものは今後も大いに推進をしていかなければならない、その趣旨においては間違いがないということでありますので、いろんな形で連携を図っていくということは私は重要なことであろうというふうに思っております。1つは、おっしゃるように例えば柔道の中学生と高校生が一緒になっての練習をするといったようなこと等は今後も進めていくべき内容のものであろうというふうに思っております。あるいは一緒に芸術鑑賞をするというような行事も持たれたりしてきたところですけども、成果としてということを問われれば、必ずしも成果を上げたということは言い切れないというところがございます。それで、新太良高校の発足に当たっては、新たに趣旨は趣旨として生かしながら新たな連携の方策を探っていくということになるかというふうに考えているところがございます。私どもとしても中高一貫教育ということの趣旨は非常に重要なことであろうというふうに考えておりましたので、できるだけことを連携を図っていくという姿勢は持っていたわけでありますけれども、なかなか成果を出すということはなかなか難しいという状況がございました。なお、また高校側にとってみれば、中高一貫教育と言いつつも、実際の生徒は西部中からも東部中からも大勢来ている状況でございましたので、一部連携というような形でしかできないわけで、そういうところの問題点もあったのではないだろうかというふうに思うところございまして、大変全国的なんですけども、これなかなか成果が上がらなかったというのが実情でございます。

以上、お答えをいたしました。

○10番（山口光章君）

教育関係の方々には十分御存じかもしれませんが、この太良高校の設立に当たってのルーツがございますよね、今までの歴史が。三十六、七年たっておりますけれども、実際その当時唐津の学校をつくるか太良高校をつくるかというふうな問題で、その地域住民が何のためにこちらのほうに太良高校をつくるあれがあったのかということを考えますと、その当時はやはり太良、大浦地区でも一緒、進学率というのが物すごく低かったわけですよ、実際。そういった中で高校までは行かないかんというような考え方を町民も持っていたら、そしてまたならば近くに高校があったら、それだけの交通費かれこれでも負担がかからないというふうなことで太良高校が設立されたわけでございます。それでまた、そういった中で、これじゃいかんと、これはもう太良高校に入る人数が少なくなってきたと、定員割れになって

くるというようなこととかありまして、やはり普通高校でありながら進学高校でありながらもこの中高一貫連携型、連携型と言いますと、これは地域連携型ですよ、実際。ほいで、進学目的ではないような形になってきたわけですよ、実際。ほいで、この連携型は地域と仲よくしながらやっていくというふうな形の連携型だと私は思っております。それに対してこの受験の数字ですよ、12人、あれだけ三十何年前に燃えたこの人間環境の中で、高校が欲しいと言っているながらも、この数字が出るとというようなことなんですよ。だから、県といたしましてもそういうふうな、もう簡単だと思いますよ、太良高校残すのは、何やかんやら言いながらも、こういうふうな新生の新しい高校をつくるということ自体に対しては、県のほうも恐らく、ああ、よかったと思うとるかもしれません。実際、今回21歳の男性と20歳の女性が入学されますけれども、そういった中、いろいろお尋ねした場合、弱視の方が1名ほどおられるというようなことでございますけれども、これはもう学校の先生も大変だろうと思います。それで、私が思うのは、普通高校をしばらく話がございました、潜水学校に潜水夫の学校にしたらどうだろうかと、これも太良町から補助をしながら唐津にありますよね、通っている方もおります。それでまた、中身といいますと、そういうふうな支援をしながら不登校とかあるいは身障者とか、これもまた塩田にも支援施設もございますよね。そういった中でやってみなくちゃわからないというようなことで、出始めに私がこういうことを言うのはいけないけれども、地域の連携型中高一貫校というふうな形を踏まえているんだしたら、この数字は出ないわけですよ、12という数字は。今から先も選択肢もあります、子供たちの希望、これに増して親の希望も強いと思います、実際ですね。だから、ボーダーラインがあると思います、試験を受けるためには。そのボーダーラインを重視して、今の中学校の先生方はあなたはこの高校とこの高校しか受けられませんか、要するに進学率、合格率を安定させて100%にするような、したい先生が多いわけですよ、実際。昔みたいに、あんたはここは受け切らんばってんが、いや、おれはここに受くっけん、やっぱり、という時代がありました。しかし、君はこれぐらいの点数しかとれてないから、この学校に受けてみなさいと、だから進学率が上がってきておるわけです。と私は思うわけですよ、先生の立場上で、進学率を上げるためには。そういった中でこの12という数字が私が思いますのは、十二、三年前、まだ私が子育てをしようとしたころ、こりゃもう太良高校の定員定数をとにかくふやすために学校の先生が懐中電灯持って受験生の中学3年生の家庭をずっと回っておられました。そういう試みをされました。ぜひ太良高校に来てください、受験してみませんか、太良高校はこんなすばらしい高校ですよとパンフレットまで配って回っておられました。それは私思いますけれども、この十二、三年、それはそういうふうな先生の活動は継続しているのかどうか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるこの地域連携型ですね、この趣旨は、新太良高校においても十分生かされていくということが趣旨でございます。新太良高校の一つの大きな特色は、地域とともにあるというのが一番大きな特色ですから、この特色は十分生かされていくというふうに思っております。ついせんだっても副教育長がじきじきに町長さんに来られまして正式に地域と協議を進めていくための組織を新たに立ち上げたいと、ついては趣旨御賛同の上御理解を賜りたいというようなこととお見えになりましたけれども、まさに今言ったように地域とともにあると、そういう意味においては、今まで以上にこの新太良高校は目指されているものがありますので、地域総がかりの太良高校づくりということを進めていくことになろうかというふうに思っているところでございます。私どもも新太良高校必ず成功しなければいけないと、県教委も大変強い気持ちを持っておられますので、必ず期待どおりの高校ができるんじゃないかというふうに変に期待するところでもございますので、今後ぜひ期待して見守っていただきたいというふうに思うところでございます。

なお、また今回の志願者数についてはおっしゃるとおりです。私どもももう常々とにかく新太良高校は太良町内の中学校でもたせようじゃないかと、多良中学校、大浦中学校の生徒がより数多く太良高校に行くならば、必ず太良高校というのは立派な学校になっていくんだと、そういう自信を持って送り出そうというようなことをしょっちゅうそういうふうに通ってきたところでもありますので、そういうことからしますと、いかにも小さな数です、この志願者もね、12という数字はいかにも小さい数であるというふうに思いますけれども、なお今後ともこの志願者増については太良町内から太良高校にできるだけ一人でも多くの生徒を送り出していきたくて、そして太良町の生徒の中学生のこの上質な振る舞いというものを太良高校にぜひ反映させていくような、そういう体制をつくっていきたくてというふうに変に意気込みを込めて思っておるところでございますので、どうぞ今後に御期待をいただきたいというふうに思うところでございます。

それから、志願者数についての詳細は、昨日中学校のほうの入試状況を御報告させていただきましたけれども、高校側に資料を求めておりましたが、なかなか手際よく出てきませんでしたので今手元にありますので、お昼休みにでも詳細を御報告させていただきたいというふうに通いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○10番（山口光章君）

3回目ですからあれですけど、実際太良高校を必ず残していかないとというふうな気持ちは十分私自身も持っておりますし、町内でもそういうふうなことで署名運動もできたと思います。しかし、太良高校の卒業生はもちろんそれは署名運動するでしょう。私が思うのは、そのほかの方々なんですよ。地域の方々の署名運動の数が大事だと私は思うわけです。そこで、太良高校に今回は重度というか、そういうふうな体が悪い人とかなんとかがおられませ

んけれども、この塩田の支援学校なんかは大体1人に対して二、三人のあれが必要なわけですよ。そういった中で太良高校に特別棟がございますね、理科室とかなんとか、あそこにはトイレがないはずですよ。そういった人たちがそういうところで勉強して学習をしながらトイレというたら、やっぱり、それも学校側、県のほうがいろいろ考えることでありますけれども、そういった中での学校教育は十分にできるかどうかというふうなことで、要するにそういった選択肢でいろいろな幅広い多目的な学習をする場合には、大体講師とかなんとかあれして卒業式のときに人数を数えていましたけれども、28人ぐらいの先生方がおられました、実際ですね、それははっきりした数字はわかりませんが、それでこれから先はそういった人数を減らすべきなのか、それともこういう形になったからふやすべきなのかと、これも県のあれですよ。大体学習、教職として18時間ぐらいが大体適当な時間帯だとあれしてはいますが、これがもう既に21時間以上を越すような業務を営んでいくと、実際これはいろんな方々に聞いておりましたけれども、そして21時間の業務をなさる場合は、準備時間が少なくなってくるわけですよ。そういった面とかなんとかを今からはぜひ考えていかないかというふうに私は思っております。もう実際新生太良高校で期待も十分持てますし、そしてまた地域の方々の協力を得ながらやっていかななくてはならないという心構えもありますし、ただ私が最終的にまた言いますが、この12人という数字がひどく気になったわけですから、そこら辺をもう一度考えていただきたいと思えます。

○教育長（陣内碩泰君）

私は町の教育長でございますので、県の教育委員会の見解を申し上げることはできませんけれども、今回の新太良高校が全県枠で募集いたしましたものは特別支援学校が対象とするものとは全く別でございますので、そこらあたり誤解のないようお願いをしたいと思います。

それから、教職員数でございますけれども、これは一定の基準によって配置をされるところでございますので、特別基準外に大量に派遣されるということはないかもわかりませんが、直接県の教育長、川崎教育長のお話によれば、とにかくスタッフも強力なものにしていくんだと、力を入れるんだということを言っているらしいので、これは間違いなくそういう措置をされるんじゃないでしょうか。非常に強力なスタッフがそろわないかというふうに思います。

それから、申し添えておきますけれども、昨年に太良高校では新太良高校が発足するにつれて発達障害等についての研修を深めておられますけれども、県内外から多数の参観が見られましたその研究発表の成果を見られたわけですが、その参観者の感想を読ませていただきましたけれども、非常に高い評価を受けておられる状況でした。ですから、先生方もそういう新太良高校に入ってくる生徒を教育するための研修を今鋭意重ねられているところでございますので、本当に何遍も申しますが、十分期待をしていい高校になるんじ

やないかなあというふうに私個人的には大変期待も申し上げておりますし、これに乗っかって太良町も一緒に元気を出してやっていけば、本当にいいまちづくりにもなるんじゃないかなというふうに思ってるところでございますので、議員皆様方におかれましてはどうぞ新太良高校に大いに挙げて支援をしていただければ大変ありがたいなというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○6番（川下武則君）

同じような関連の話なんですけど、私の見解なんですけど、実は太良高校に入学生が少ないかというのは、私の思いなんですけど、要は出口の問題じゃなかかなと思います。要は太良高校に入ったら町内企業に入れるとか町の役場の職員に推薦をしていただけたらとか、そういう出口の部分で幾らかでも太良高校に行ったら幾らかでもこうやって地元に残れるとか、町の職員にも推挙してもらえとか、そういう部分があったら、そこに今執行部の方いらっしゃる方はほとんど鹿島実校とか鹿島普通校とか白石とか、そういう方ばかりだと思うんですよ。太良高校の卒業生でも町の職員にもきちとなれるんだという、それぐらいの見解が、今山口議員さんがおっしゃるように、いろんなこともあるかと思うんですけど、実はうちの娘も太良高校にしておいて、就職がちょうど一番ないときで、うちのほうに就職しておりますけど、そんなときでもたまたま私は自分とかが建設業しよったけんが事務員さんで使えたばってん、出口をしっかりと持っていくといいますか、そんな中で今町の職員さんの中に太良高校卒業生が何名ぐらいいらっしゃるか私も把握はしておりませんが、そういう出口を町長、副町長あたりがしっかりと考えてしてもらえれば、町内の業者に就職したら、あっせん料を幾らかでも業者のほうにするとか、観光のほうに就職されたら幾らかでも助成金をするとか、そういう部分でいい方向に持っていく、問題はもう出口の問題じゃないかなあというふうに私は思いますけど、そこら辺は町長どうでしょうか。教育長でも結構です。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

もう議員おっしゃるとおりです。私どももそのことは、もうずっと前から、もう出口、出口ということで、何とか出口を考えましよう、出口の保障さえつければ、黙っとっても志願者は集まりますよというような話をずっとしてきたところですので、全くそのとおりだと思います。太良高校も大変努力をしておられまして、その努力の成果は徐々に実ってきているということは、ことしの卒業式の校長先生の式辞の中で、就職100%だということに胸を張られましたよね。中身を見てみましても、なかなかいい出口、保障になってきておりますので、これも徐々にではありますけども、いい方向に向かうんじゃないかなあというふうに思っ

てるところであります。ちょっと挙げていかよくわかりませんが、例えば東亜工機ですね、地元の産業でございますけども、これは推薦枠は鹿島実校ですね、ここはもう歴史の古いところですので、非常に全国にそういう網を持っているところでございますけれども、鹿島実校も1なんですよ、太良高校も今回1でございますので、東亜工機に入ろうと思っている生徒諸君がおりましたら、率からいいますとうんと太良高校のほうがいいですよ、そういうこともあります、これ一例なんですけどもね、そういうことで先生方の努力も徐々にではあるけれども実りつつあるというふうには見ておりますので、これはもう高校側ももう十分わかっておられます。出口の保障さえつければ、何とか志願者という問題は、もう早くに片がつくということはもう十分認識をしておられますので、そういう努力も今後も続けられるというふうに思っているところです。

以上です。

○6番（川下武則君）

町長も済みません、答弁をお願いしたいんですけど。

○町長（岩島正昭君）

今、教育長が申しあげましたとおりに、もう新しい太良高校の再編という形はあくまで出口の拡大ということが基本でございます。だから、課外実習等々も午前中は基本授業、午後は課外実習という形で、ある程度午後の部で専門職の免許を取らせようというふうな計画でございますから、そこら辺で3年間でいろいろ調理師とかあるいはもろもろの免許を取って就職につなげたいというふうな基本計画でございますから、まず議員おっしゃるとおり出口の確保ということはもう第一で、だんだんそこら付近が2年、3年となれば、大いに就職等々も100%等々は確保できるというふうにも考えております。

以上です。

○11番（下平力人君）

今の関連でございますけれども、私は太良高校の断片的な部分しかわかっておりません。と申しますのは、ハイスクールプランニングですかね、その委員として私もなっとるわけでございますけれども、そういう中で座長として白水校長を先頭にしているいろんな話し合いの中で、各太良町内の事業所あたりに体験をさせるということから昨年の2学期後半からさせておられると、もう非常にまじめにやっておられますし、そういうのがこれからだんだん好評を得まして、確かに安定した太良高校になるんじゃないかと、私はそういうふうな感じをしております。ですから、そういうのを周りの皆さん方が協力すると、体験をするにしても、受け入れというのは余り多くなくても非常に相手は素人ですから困るという話もございましたので、適当な数というのは2名か多くて3名ぐらいだと、その中であいさつの徹底、これを自然にそれができると、気を使わなくて普通にできるというのがねらいであるというような話もされておりますので、今後我々としても期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

議員の皆様をお願いします。

新年度予算の審議ですので、関連については後で十分時間がありましたら、そのとき十分時間をとりますので、まずそっちのほうに戻っていただいて、先に進めさせてください。

○8番（久保繁幸君）

それでは、別の審議に行きます。

連番69の147ページの土曜学習会の事業のことについてお尋ねいたします。昨年に引き続き学力向上を図るためというふうな説明がございましたが、この効果についてはどのような効果であったのか、各小学校、中学校というふうな説明が書いてありますが、この効果をお尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

土曜学習会の効果ということでございますけれども、今1年ですね、やったばかりでございますので、こういう成果がありましたよという形では申し上げられないかもわかりませんが、土曜学習会に参加した子供に感想を書いていただきましたら、いろんな感想がありましたけれども、成績が上がったとか、あるいはプリントの問題を早く解けるようになったとか、あるいは苦手であった割り算ができるようになったとか、漢字が得意になったとか、あるいはこれは中学生でしたかね、過去問、過去の高校入試の何年かの問題がプリントにあるんですけども、そういう問題を解いて過去問をすることができて非常に復習になったとか、そういうようなもろもろの感想をもらったところですので、期待する以上のためになったんじゃないかなあというふうなことは思っております。

○8番（久保繁幸君）

そしたら、その結果についてはまた後ほどお知らせいただくということでお願いしておりますが、この参加希望者ですか、参加希望者は、これは希望者だけですか、それとも全員が希望するのか、また指導者はどういうふうな方がなされたのか。それと、科目はどういうふうなものなされたのか、その辺をお伺いいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

これは、あくまでも希望です。希望者を募ります。私たちとしてはできるだけ多くの子供が参加をしてくれることが願いですけども、なかなか子供たちも忙しくて部活だ何だというようなことで参加できない子供もたくさんいるんですけども、新年度においては本年度よりももっとたくさんの子供が希望してくれればいいなあと、登録してくれればいいなあとというふうに願っております。

なお、指導者につきましては公募いたしまして、基本的には免許を有する者を指導に充て

るということで募集をするんですけれども、これも人がなかなか集まらないという状況でしたけれども、22年度は幸いにして非常に熱心な先生方に集まっていただきまして、子供たちも担任の先生とは違って非常に親しみを感じるんでしょうかね、非常に気軽に相談ができる、気軽に教えてもらうというので、非常に子供たちにとっては好評だったようです。何でも教えてくれるというような感じでしている状況でございますので、できればこの先生方にも23年度も引き続いて担当していただければありがたいなあというふうに思っているところです。もう一つは何でしたかね。（「科目」と呼ぶ者あり）科目は、特段のこれこれということとはしておりません。内容を申し上げますと、「りれきドリル」というパソコンで一人で問題を解いていく学習ですけども、そういうようなもの、これは国語も数学も英語も理科も社会もありますので、子供がそれを選択しながら、僕はきょうは国語を進んでいくよと、きょうは数学に挑戦するよというふうな形でいろんな教科が学習できるようになっております。それから、先ほども申しましたけども、膨大なプリントがそのパソコンに収納されておりますので、このプリントをどんどんどん出出して、そのプリントをやっていく子供たちもおりました。それから、子供の感想の中に宿題が大変はかどったという感想もありましたけども、宿題をやる子もおります、それから予習をする子もおりますし、それから学校の教科の復習をする子もいました。いろんな形でいろんなスタイルでいろんな学習ができたというところも子供たちにとっては大変よかったんじゃないかなというふうなことで、特段の教科というものは決めてないところです。

○8番（久保繁幸君）

それと、年間25日の学習会ということにここ書いてありますが、年間土曜日を数えますと53日間あります。これは日程はどういうふうな配分をされておられるのか。それと、学習指導者の賃金が昨年からすると36万円上乘せしてありますが、その辺の配分はどのような23年度はなされるのかお尋ねいたします。

○教育長（陣内碩泰君）

1つ目は、日数は、22年度においては20日間に設定をしておりました。始まったのが6月でしたから、当然のこと、隔週でございますので、隔週1回ということにしましてカウントさせていただいている数字でございますので、ことしは年度当初から取り組みたいというふうに思っておりますので、25回を今予定をしている状況でございます。

賃金については課長のほうから答弁させます。

○学校教育課長（高田由夫君）

賃金につきましては、先ほど6月から昨年、教育長が答弁いたしましたけども、それに伴い、今回は4月から始まりますので、その分の増額分でございます。

○12番（木下繁義君）

予算書の160ページの地域婦人会育成補助金ということで30万円上がっておりますが、こ

れの婦人会の現状、また今後の方向性について、それと161ページの町民会議補助金の40万円ですが、この町民会議の委員は何人いらっしゃるか、それと会議を年に何回開いていらっしゃるのか、どのような会議を持っておられるか、その辺についてお尋ねをいたします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

大浦婦人会の現状でございますけども、今月の26日に実は総会がございます。その議題を見ますと、大浦婦人会については今回で解散するというふうなことで、解散の議題が上がっているようでございます。それで、予算につきましては、まだその辺の話し合いをなさってるときに予算編成の時期でございましたので、22年度どおりの予算の計上を一応させていただいておりますけども、これは正式に今月の26日にそういう方向になりましたら、23年度中に減額というようなことになるかと思えます。

それから、青少年の町民会議の件でございますけども、手元に資料がちょっとございませんで、そのメンバー等については後だってお話ししたいと思えますけど、内容につきましては今回町民大会ということで、これは池田香代子先生をお呼びいたしまして青少年に対する有意義な講演をしていただいておりますのでございます。

以上でございます。

まず、推進会議につきまして1回開催をいたしまして、町民大会を1回開催しておりますのでございます。

○12番（木下繁義君）

この青少年育成というようなことを今講演とかなさって催していらっしゃるようでございますが、前、新生活運動というようなことで町民会議に主になって議題として取り組んでいらしゃったと思いますが、その件については、もう自然消滅ですか、その辺のお話し合いは全くなされていないのですか、お尋ねします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

議員お尋ねの新生活運動については、私がこちらの公民館のほうに来てからは議題等にはなかなか上がっていないという状況でございます。

○12番（木下繁義君）

そしたら、もうこれは以前先輩の中溝議員あたりが座長になっていろいろ新生活運動が推進されていたんですが、やはり今現在でもいろいろ町民の声として、私聞くところによると、例えばこの葬祭において、その当時は町内は礼状のはがきだけで済まそうと、町外は封筒なりハンカチなり、それは適当にやってもらってもいいけど、町内だけはなるだけ経費のかからんように簡素にやろうというような申し合わせ事項があっておりました。それから、入院見舞いは見舞金の返し金はないようにしようとか、それから今現在聞くところによれば、大

変葬儀場に花が多いというようなことで、あれを何とかもうお金にもらうようなことはできないだろうか、お花は一日のことであって、本当そりゃもう見栄とかいろいろありましょいうけど、あれを何本かに決めて、もう最高身内だけの者にするとか、そういったことはできないかと、あの町民会議はどうなってるんですかとかというような話を聞きます。そしたら、ことしの竹崎である老人の方の葬儀は、もう経費のかからんように花は身内だけにしてもらいたいというようなことで、それやったら非常に助かるといったことがあります、これについて例えば今後この件についていかがお考えでしょうか。どうぞ。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

おっしゃるようなことで生活改善運動というようなことは非常に重要な項目であろうと思うんですけども、数年前、この運動についての総括というものがなされたところでございまして、その中でこれは細かいところの規約を決めまして、香典の場合とかお見舞いの場合とか、それからお祝いの場合とか、細かい規約を決めながらそれを推進していくような運動として展開されてきたところですけども、その総括の中で出てきたのは、このようにして決まりを決めてるけども、なかなかこれは形骸化してしまって、実質上はほとんど役をなしていないじゃないかというようなことで、改めてそれをまた推進していく方向にするのかどうなのかというようなことで、相当当時議論をされたことを記憶しております。その中で結論的には私ども太良町の教育と昨日と申し上げましたけども、太良町の教育の計画をお示ししているところでありますけれども、この中では生活改善運動というのは落とさないように掲げるのを掲げていこうと、これをすっぱりやめてしまうというようなことはやめましょうと、掲げましょうということで、やっぱり運動の趣旨としては依然として継続しているんだという意識は持っていきましょうと、しかしながら具体的な取り組みとしては従前の経験の上からなかなか難しい状況ではないかというようなことを判断されまして、趣旨は生かしながらも、めいめいできる範囲で取り組んでまいりましょうというようなことになったのかというふうに記憶をしているところでございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

先ほどの答弁が気になりましたけども、後で総括で私の質問の答弁をしていただきたいと思えます。

155ページから行きましょうかね、155ページの学校体育外部指導者謝金が毎年上げられておりますけれども、これはどういったクラブの何名か、大浦中、多良中においてその分配がどうなっているのかというようなことですね。

それと、156ページ、多良中学校屋内運動場・武道場改築事業設計委託料ということで場所はどのようになっているのかと。以前何年か前に大浦に武道場ができましたけれども、要

するにまた戻りますけど、連携だから中高一貫だから多良中学校の柔道部は太良高校で練習をしとるわけですよ。これは必要性があるのかどうか。クラブ活動の学習の面であるのかどうかですね。もしこういうような武道場をつくるんやったら、やっぱり中央ですよ、中央、この役場庁舎内に、中央でやはり何でもイベントができるような形で持ってきとかにゃいかんですよ、後々。

それと、157ページの九州・全国大会出場補助金、これですね、今までの経過、そしてこれは小・中学校だけなのかというようなことですね。以前は太良町出身の方とか、例えば太良高校が試合に出て団体戦で、柔道ですよ、柔道で団体戦で3人が太良の出身だったら、その子たちには与えていたと、おどま鹿島から来とるけん、そがんと鹿島市はなかとばいというようなことですが、またこれを言いますと教育長は、町のことはあれやけど県のことには私は知りませんか、そういうふうに言われるかもしれませんけども、そういうふうな補助金がどういうふうな流れになっているのかというようなことをお聞きしたいと思います。

それから、基金の問題ですね、基金を崩してどうのこうのというふうな、そういうふうな問題までちょっと説明をしていただきたいと思います。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えいたします。

外部指導員についてでございますけども、サッカー、多良中、それから柔道についても多良中、ソフトテニスについて多良中、野球についても多良中、ソフトボールについて大浦中学校、剣道について大浦中学校、野球については多良中学校の指導をお願いしておるところでございます。氏名もやったですかね。（「氏名はいいです。人数は」と呼ぶ者あり）7名です。

全国出場大会の件でございますけども、この件につきましては、当然出場した場合の補助ということで予算を計上いたしてるところでございます。

それと、先ほど太良高校への助成はということもありましたけども、その件につきましては、太良町教育振興会のほうから一応全国大会につきましては助成を考えているところがございます。予算上は出てきておらないところがございます。

屋内運動場、武道場の件でございますけども、これにつきましては、現在社会体育館ございますけども、社会体育館とその横に武道場がございます。それにつきまして多良中学校のすぐ横の社会体育館でございますけども、それがもう耐震上、非常に危険でございます。そういうような観点に立ちまして安心・安全な学校生活ができるようなことで耐震のもう老朽化もしておりますので、社会体育館を建てかえるというようなことと老朽化しております武道場とあわせて整理していくということで、今回設計委託料を計上させていただいたところがございます。

○10番（山口光章君）

この武道場は場所はそれこそ一緒の場所というようなことですが、実際先ほど言いましたように中央に持ってくるということは、要するに県大会、郡大会、そういうふうな大会事をやはり中央に持ってきて人を集めてできるような方法をとったほうが一番いいのではないかと、やっぱりよその市郡から人が集まるということはいいことですよ。だから、なるべくこの本庁における周りに一体化して何でもそろえるべきじゃないかと私は思っております。

そしてまた、この武道場が危険性があると、これはもう何年も前からですよ、あそこは。それは私たちは言うてまいりまして、やっと気づいてくれたのはありがたいことだと思います。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。雨漏りはするし、ああいった場合は、古くなったら、もう修繕はいつなとまあいやっけんということにかえって粗末になって、修復して使おうとはしないわけですよ。太良高校があるけん、多良中はちゅうて、柔道部はあっち行けばよかたいと、もうカビが生えて雨が降ってカビが生えて、そういうふうな状況ですので、よく気づいていただきましたが、そういう面を兼ねていい武道場ができて、またこの将来いろいろな面で事業できたらいいなあと思うとります。

以上です。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

武道場につきましては、おっしゃるように老朽化も激しいわけでありまして、今回新学習指導要領によりまして武道が必修科目というふうになされたことでございますので、必ず武道を授業として実施しなさいということが決められるところでございますので、そのことに応じて平成21年度から5カ年限定で2分の1の補助が出るというそういう限定措置がなされたところでございますので、そういうことも活用させていただいて、今回改築をするための準備をさせていただきたいということでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

148ページですかね、の13、委託料のところでは学校ICT支援員等配置事業委託料、これは支援員を配置するだけの委託料がこれほどかかるのか、それともこれは1,273万6,000円と成ってるんですが、これは支援員の報酬とかそういうとも含んだ金額か、それともあっせん料だけでこれだけの、これをそのまま読みますと、これは配置事業の委託料と、支援員のですね、学校ICT支援員等配置事業委託料と、これは人材派遣業に頼んどるのかどうしてるのか、これをこのまま言うたら配置するだけの、事業を委託するのにこれだけの金額がかかってるとい読み取りしかできないのですが、この内容はどういうものですか。

○教育長（陣内碩泰君）

お答えをいたします。

このICT支援員配置事業と申しますのは、ふるさと雇用再生基金事業として実施するものでございまして、これは緊急雇用対策事業の一つでございまして、これは長期で3カ年間を長期に雇用することができるということで、その前には必ず外部に委託をしないということが条件がついてるものですから、今回学映システムというところに委託をして実施をしている事業でございます。このICT、学映システムという事業は、このICT関係では非常に進んだところでございますので、あわせてICTの支援員さんの研修も担っているところでございますので、年々研修をさせながら、なおかつ学校の支援をしていくというような状況でございますので、学校側にとりましては非常に重宝しているところでございます。ついでに申し上げますけれども、電子黒板でありますとかパソコンでありますとか、そういうICTの機器をただ単にハードを学校に幾ら配置しても、それが利活用されなきゃ何にもならないわけですので、それをよりよく利活用ができるような体制をとるためには、どうしてもこのICTの支援員が必要だということで、太良町におきましては各学校1名を配置をいたしまして、例えば電子黒板を利用するということになれば、その教材づくりから、あるいはその指導計画からいろんな支援をやっているという体制をとっているところでございまして、学校側はとても助かってるということで、非常に評判がいい内容のものでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

勘違いされては困るんですよ。ためになつとるとかなんとかというごたる質問じゃなかと。この中で物品費と人件費とか、そういうものも入るとのか、ただこれを見たら配置事業をただ委託するだけの委託料になってるから、中身が今言われたようにためになつてるとかなんとかじゃなく、材料費が幾らで人件費が幾らなのか、教育費が幾らなのか、そういうところがこの中身が全部がひっくり返って書いてあるから、内容的にどうなつてるとのかという質問しとる、ためにないおとかなんとか質問は全然しておりませんので、ちゃんと質問の趣旨をとらえて、それだけ答えていただければ、時間はあと一分でもいいんですよ。そいけん、そこら辺をさっきから聞いても、聞かれたことを的確に数字とかあれで答弁してもらわんと、あい中の経過を延々としゃべられても、我々、もうやかましただけで全然その内容は聞いてりません。それで、質問してるところだけ数字か、例えばこの中に人件費が幾ら含んで教育費が幾ら含んだら、材料費が幾ら含んでますという答弁が欲しくて質問しよとであって、中身の経過は全然質問しとりませんので、それはまた後でゆっくり話していただければいいことです。聞いたことだけ答えてください。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

ちょっと資料を、後で答弁したいと思います。

○7番（見陣恭幸君）

主要事業の69番、連番の69番、先ほど久保議員がされた質問なんですけれど、この指導者は何名で指導に当たっておられるのか、それと連番の73、校内放送設備ですかね、これが予算書では見つけ切らんとですけど、どこをどう見ればいいですかね。

○教育長（陣内碩恭君）

指導者の数ですけども、各教室に1人ずつですから、合計しますと小学校3名、中学校3名でございます。そのほかには、例えば学校の特別支援教育支援員さんであるとか、そういう方々もお手伝いをいただいて来ていただきますので、結構指導者の数はそろってると思います。

○議長（坂口久信君）

ちょっと待って。

わからんぎと次にあれして。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

520万円の内訳でございますけども……。

○議長（坂口久信君）

73番よ、放送設備の。

○学校教育課長（高田由夫君）

多良小学校の放送施設改修ということで400万円ということで掲げておるところでございます。

○議長（坂口久信君）

ちょっと待って。予算書のどこに書いてあるかということ聞きよらすとよ。

○学校教育課長（高田由夫君）

工事請負費の520万円のうちに多良小学校の学校放送施設改修ということで400万円を上げさせていただいております。

○7番（見陣恭幸君）

そしたら、先ほどの土曜学習のところで指導者は小学校3名、中学校3名、あともろもろと言われましたけど、人数の掌握というとははっきりはちょっと言えんということですね。そして、今のできれば施設整備改修事業の中に入ってるということでしたので、放送が401万1,000円、そのほかは何が入っているのか説明をお願いします。

○学校教育課長（高田由夫君）

520万円の内訳、学校施設整備改修事業の内訳でございますけども、先ほど答弁しました多良小学校の放送施設改修に400万円、次に大浦小学校駐車場整備事業に40万円、大浦小学校体育館改修に80万円。

以上でございます。

土曜学習会の指導者の件でございますけれども、基本的には2人ということで考えておりますけれども、場合によっては1人になったりとかということもございますので、基本は2人ということでお願いしたいと思っております。

○教育長（陣内碩泰君）

補足をいたします。

この土曜学習会の正規の指導者としては、各教室に1名ずつを配置してるところです。ところが、一遍募集をしましたところ、学年によってはたくさん応募した子供たちがおりましたので、これは1人ではなかなか難しいかなあというようなことで、これは例えば司書補さんであるとかそれから特別教育支援員とか、学校に町費で配置してる職員さんがおられますので、その方たちに補助員としてお手伝いできないでしょうかというようなことで2名ないし3名を配置をしてるというような状況です。

それから、校長先生、教頭先生もとってもよく出てきてもらっておりまして、ほとんど毎週出てこられる校長先生、教頭先生もおられますし、それから担任の先生も自分たちも来て加勢しようというようなことで来てくださったりしておりますので、結構そういう点で言いますと指導者はたくさんおられるという状況でございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

予算書の169ですけど、学校給食についてお尋ねをいたします。

学校給食について3,400万円ぐらいの予算が上がっているわけですが、賃金として1,465万円、給食センターの調理員の賃金ですね、これ何名いらっしゃいますか。それと、これだけの投資をされて、そして給食の未納はふえるのみというような状況でございますが、これの徴収方法、どのような現在までの経過、それから今後どのような対応を考えていらっしゃいますか、お尋ねします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

給食センターの職員につきましては、調理に9名、それから配送関係で2名、そしてあと徴収の状況ということでございますけれども、これにつきましてはなかなか給食費だけでなく滞納される方は大体ほかの町税とかいろいろありますけれども、その辺もなかなか滞納されておりまして、その中で今現在行っておるのは、まず月に2回はその滞納者のところを訪問して、これは月に1回になることもあります、当然ですね、月2回を目標にして給食センターの係長と私とで各3戸から4戸ぐらい回れる時間を滞納者のところを随時回っております。それで、いつ納めていただけますかというようなことで一応やっております。ただ、そのときにはなかなかいい返事が来ないことがございますので、そこはもうこうやって来ましたか

らということで訪問を繰り返し行っているところでございます。

それともう一点は、子ども手当が出る月がございまして、そのときに子ども手当は大体振り込みになっております。それを町民福祉課のほうにお願いして現金渡しに役場でしていただいて、そこに取りにこられたときに私たちが待ち構えて現金を渡された後に滞納がありますからということで、事前にももちろん文書も出しております。そのときに納めてくださいというようなことで、今そういう形の徴収を行っているところでございます。

○12番（木下繁義君）

担当として月に2回も未納者の家庭訪問をされるということは大変御苦労であろうと思いますが、これは私も当時PTAの関係におった時代があるんですが、このPTAのほうで母親部会とか、そういった面で徴収するということが収納率が上がるんじゃないかなろうかと思いますが、例えば担当のあなたが月に2回出向いて御苦労していただいているというんですけど、私は建前で余りにその未納者のほうに感情が伝わらないんじゃないかなろうかと、やはり地元のPTA関係の人で徴収されたほうが収納率が上がるんじゃないかなろうかと、こういうふうに思います。

それから、これだけの今滞納が何百万円とありますが、小学校、中学校、町内の生徒の滞納によって給食費の低下、食材の低下、こういった面はどのようにして、例えば未納者がいない場合の給食費の食材対応、それから現在未納者があるために食材が低下するとか、そういった面についての答弁を求めます。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

徴収についてPTAの方を利用したらどうかというようなお話だったと思いますが、大分以前にそういうようなことでPTAとともに徴収というか、そういう方法をとったことがあると聞いております。ただ、なかなか今の状況では個人情報とかそういうような関係がございまして、それはちょっとそれだけとは限りませんが、そのような関係で一応私たちが行っているところでございます。

それから、食材の低下は滞納によってどのようになるのかということでございますけれども、現在昨年度で一応食材につきましてはことしですけど1食215円程度でやっておるということでございまして、それにつきましては滞納がふえれば品質というか少し程度を下げた食材をというようなことだと思いますけど、幸いにして幾らか繰越金がございまして、それによって215円の食材の単価を維持している状況でございます。

○12番（木下繁義君）

繰越金があるから、それを利用していると、繰越金というものは、この予算の繰り越しだと思いますが、あなたたちが直接徴収に行かれて、どのような返事が一番多いのか、やはりおたくたちのような状況じゃ、もう給食費はやめんばいかんよとか、そういった話もされてい

るのか。それで、プライバシーの問題、プライバシーの問題ということで、これは法律でそういう規則になっているとは思いますが、そうはいうても、やらんとどうもできんと、そしてたまたまに納める家庭、父兄ですね、そういった方々との均衡がとれんと思うわけですよ。そこで、あなたたちが相当努力はされているけどなかなか減らないと、ふえる一方で減らないということですが、その辺を何とか考えて収納率を上げるというふうなことはいかがですか。時間つぶしでこういう質問があったときには、今のような努力をしているというような答弁だけでやっていかれるのか、その辺お尋ねします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

訪問をしたときにどういう反応だったかということでございますけども、当人さんは払いたいけどもというようなことで、例えば配偶者、旦那さんのほうですね、がちよっと出稼ぎに行って、私も頑張っていると、ただ出稼ぎ先からなかなか送ってこないとか、少ないとか、そういうふうなお話を直接聞きます。それで、私のほうの対応は、この給食費はお子さんたちのほかの方たちも一緒ですけども給食費の材料代に充てるお金ですので、何とか都合を、幾らでもいいですから、きょうじゃなくてもいいですから、できるだけずっとたまって、中学生で4,300円、小学校で3,700円ですので、これ毎月ですのでたまっていきますのでということで、なるべくきょうじゃなくてもいいですよと、ただそういうことで皆さん生徒さんの児童の皆さんの食材ですからということでお話をすると、大体こういうお話をします。そうしますと、何日には給料日やけん、全部は払えんばってん、5,000円は持っていきますとか言われます、当然。それで、持ってこられる方もいます。ただし、そう言っても持ってこられない方もいますし、3日後ぐらいには私は5,000円ぐらいならできますよとか1万円ならできますよと、持ってくる暇のなかですよという話も、私は10月からですから、そういう場合もありますので、その次の月曜日ですねということで行きますと、用意してもらってたりちゃんとしておりますので、皆さん払わんでよかと思って払わない方は多分太良町民の方はいないんじゃないかというふうに私は感じております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

ちよっと同じ給食費です。一般職前年1人、来年度23年度も1人ということで約90万円ぐらい一般職給与が上がっていますが、この原因ですね、職員の異動あたりがあったのか。

それともう一つ、主要事業のこれは一番最後、委託料ですね、各施設の委託料、これは太良美装さんとなっておりますが、この各施設の委託の総積み重ね、1カ所1カ所の委託料の金額、ということは、各施設でいろいろちよっとした問題が上がっておりますので、その金額を最初出していただきたいと思います。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

給食職員につきましては、等級、係長クラスでも異動がっておりますので、その異動、今度異動した職員のほうが少し高いということでございます。

指定管理委託料でございますけれども、これは管理センター費及び体育施設のほうで分けて、自然休養村管理センターにつきましては自然休養村管理センターのほうの指定管理委託料ということで490万円というようなことで、残りが体育施設11施設の委託料でございます。

○2番（山口 厳君）

そしたら、道越環境広場、これだけの委託ですね、これ幾らになっているのか、ということとは、私直接じゃないんですけどトイレの管理等がいろいろとできてないというような話も聞きますし、もし課長が耳に入っとったら、どういう指導をされたのか、2点お聞きします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

道越環境広場については、トイレのほうが非常に汚いというようなことで清掃はちゃんとやってるのかというようなお話を聞いております。それで、すぐさま太良美装のほうにそういう町民の方もそういうことを言っているのとということで、トイレについては道越環境広場が特にひどいというようなことで話を聞いておるところでございますので、改善するように指導いたしております。

○議長（坂口久信君）

質疑の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

休憩を閉じ直ちに会議を開きます。

○2番（山口 厳君）

それでは、先ほどの続きです、課長。道越環境広場、そこだけの委託料、それと、というのは、どうしてというのは、以前地元の少年クラブ等のいろいろ問題があっただけの結果になったと思うんですけども、その後トイレを初め球場の管理がちょっと以前とは大分悪くなったという、こういう話も聞くところであります。それで、これが委託そのものがその少年チーム、2チームか多分そこにあると思いますが、契約上できないものか、できなかったらどういう事情でできないのか、3点お願いします。

○学校教育課長（高田由夫君）

環境広場の全体に対する委託に対する環境広場の委託料は幾らぐらいかということだったと思いますけれども、全体的に経費を積算しましてしておりますので、これは約ということで

お考えください。大体50万円ぐらいということですね。もともと委託してした分で3万3,000円の40万円程度、39万6,000円ありますので、それに浄化槽とか、かれこれの経費等もありますので、50万円弱ぐらいかなと思っております。

それから、もともと少年野球のほうの父兄さんといいますか、野球団体に委託をしておいたわけですが、そういうのは指定管理になったのでできないかということもございますけども、これにつきましては一括で体育施設は指定管理のほうがいいじゃないかというようなことで当初はしてあったと思いますので、その辺の事情をもう少し調査というか検討したいというふうに考えております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

ということは、契約期間がまだ残っていると思います。その期間中どうしてもできないのか、できるのか、検討していただければと思います。回答要りません。

○6番（川下武則君）

大浦小学校の分で、連番の74番なんですけど、本体工事は抜きにして仮設校舎の2,880万円という金額が今年度上がって、全体事業で4,800万円ということなんですけど、これは本体工事の校舎の規模によっては仮設校舎の部分も減額になるんですよ。

それと、仮設校舎にこれだけの金額をかけるとやったら、そりゃすばらしか仮設校舎のできとかなあというふうに思っておりますけど、どれぐらいの規模の仮設校舎をつくる予定か、またこの金額が妥当かどうかというところ、実は私たちも今のこの校舎ができるときにあっちこっち体育館といいますか、その当時講堂と言ってたんですけど、講堂に身寄りしたり、また隣のところに行ったりして学んだわけなんですけど、仮設校舎をここまでしてせにゃいかんもんかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えいたします。

仮設校舎につきましては、当初2階建てをと思っておりましたけども、もうそういう必要はないというようなことで、一応平家建てで必要な分を計上させていただいております。それにつきましてはリースというようなことで考えております。

それから、将来的に仮設校舎が必要かということにつきましては、今の生徒数とそれから管理棟を壊した場合を考えて必要最小限を計上したところでございます。

○6番（川下武則君）

そこまで、私もこの前も中学校の卒業式の後に私もほかの議員さんたちと一緒に見に行って、その前も私も学校評議員をさせてもらってる手前、ずっと見て回ったとばってん、結構空き部屋とかなんとかもあるし、職員室等もそっちのほうに多分本体工事に入ったら1年がかりぐらいはかかるかなとは私も思いますけど、1年ぐらいそこに1階のほうに職員室とか

来賓室とか持ってきても十分できるし、仮校舎をつくるにしても、今の状態で1学年に2クラスぐらいしかないもんやけんが、そげんいっぱい要らんぢやなかかなというふうを考えておったもんやけん、この予算書見たときに、ちょっと大きいんじゃないかなと、金額がですよ、そのように思ったもんやけんお尋ねしたんですけど、それで取り壊すのがもったいないぐらいきれいな仮校舎をつくれるのかなと、そういうふう思ったもんやけん、お尋ねしたところですけど、その程度はどの程度をつくる予定ですか、仮校舎、その中身です。

○教育長（陣内碩恭君）

お答えいたします。

議員おっしゃることはもっともでございます、仮校舎も含めて根本的に見直しを進めてまいりまして、議員様方と綿密な協議をしながら進めてまいりたいというふうには思っておりますが、仮校舎の問題は当初私も議員様と同様にそういう経験があったもんですから、例えば今の体育館を仕切ってそこに仮校舎風に教室を設けてできないだろうかというふうにして業者に相談をしてみたところ、かえって膨大な費用がかかって、そりゃ全部もちろん取り壊しをせんまなんわけで、体育館の施設改善にかかる費用が1億円ぐらいかかるというような話で、その上にまた仮校舎に当たる施設の改善のためにその分かかるというようなことで、それならもうちょっとできんねというような話で、あらあら聞いてみますと、どこの学校の場合も仮校舎に相当な金額がかかっているのだから本当に私たちもびっくりしているような状況で、当初7,000万円幾らというような数字が出てきたもんですから、そんな大金をかけてどうせ取り払わないいけないものですので、こりゃそがんまではできんばいと、もう必要最小限のものにして、そしてどんぐらいかも一遍見積もりをし直してみてくださいませんかというようなことでこの数字になっているような状況で、必要最小限度でしてることでございますけれども、またこの問題も含めてもう一回検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（山口光章君）

先ほど一般質問みたいに長くと言われましたけども、議案審議のほうがかえって一般質問よりも大切だと思いますので、そのように考えております。

169ページの委託料、体育施設指定管理委託料、指定管理の委託料ですね、この管理の内容の説明をしていただきたいのと、163ページ、地域文化財等保存整備員賃金、何人ぐらいおられて、ほいでその期間はどれぐらいなものか、そしてまたどのような仕事をされているのか、そしてこういうふうな問題は県との関係も幾らかあるのではないかと思いますから、そこら辺の内容の説明をお願いします。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えいたします。

まず、指定管理のほうでございます。指定管理につきましては、施設に対するもちろん清

掃、それから当然補修、それに町民さんからの申し込みの受け付け、戸締まり等と周辺施設の清掃、それから施設によりましては音楽堂とかなんとかにつきましては清掃あたりが主になると思いますし、そういう一連の町民さんに対する施設利用に係る申し込み、それから施設の管理清掃等が主な業務でございます。

○10番（山口光章君）

これはこの委託料という名目が書いてあるけども、すぐ目につくのは金額なんですよ、私たちは、実際。だから、そのためにはこれだけの多い金額とか、あるいは少ない金額とか、それを見比べてみて、例えば昨年の予算書とどう違うか、上がったか下がったか、そういうふうな着眼点を持つとるわけですよ。だから、1,588万円という金額でしたら、そこで答弁していただきたいのは、どこに幾らかかって、どこがどれぐらいだと、ここが困難な場所だから幾らかかるととか、そういうふうな説明でしょう。何をしてくこうしてこうやからこうですよって、そんなんが当たり前のことであって、そういうことを議案審議の中で言い交わすのが議会だと思っておりますから、その辺を教えてほしいわけですよ。それで、ああ、それやったら妥当だなと納得するわけですから。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

委託料の算定につきましては、各施設に、まずこれが2年前に最初に指定管理を行ったわけでございます。それで、公募をかけましてどういう管理をしますというようなことで業者から指定が上がっております。それにつきましてうちのほうで金額に対する目安としましては、どうしても公の施設でございますので収益性が余りございません。その辺を考えると、今まで年間にどのくらいかかったかと、各施設によってどのくらいかかったかというような決算書あたりの資料をこういうような施設にはこれだけかかりますと、それでもおたくはいいですかというようなことで申し込みに来られた方にはそのような形でこれは幾らでしてくださいというような示し方は当然公の施設で収益がこれだけ上がるけんが幾らで貸すですよというような形ができませんでしたので、2年前の年度当初においてはそういう形で各施設の経費あたりを参考に向こうの計画はそしたらこれをどういうふうにも有効に使うか、あるいは町民さんのためにどのようなおたくに委託をしたら町民さんが福祉向上とかそういうような形に町民さんに還元できるかというような計画書を出していただき決定したところでございます。

牟田議員さんのほうの答弁漏れが1つございましたのでお答えしたいと思いますけど。

（「この地域文化財等保存整備員の賃金問題を言うてください」と呼ぶ者あり）

○教育長（陣内碩泰君）

お答えいたします。

2名を雇い上げております。これも緊急雇用対策事業の一つとして実施している事業でござ

ざいます。2名です。（「県との関係はない」と呼ぶ者あり）県とは全然関係ございません。

○議長（坂口久信君）

牟田議員の質問に答弁漏れがありますので、学校教育課長にその答弁漏れを答弁させます。

○学校教育課長（高田由夫君）

答弁漏れがございましたのでお答えいたします。

学校ICT支援員等配置事業委託料につきまして、その経費の内容ということでございましたので、前に教育長が答弁いたしましたとおり主に人件費でございます。1,073万円につきましては、支援員に対する人件費でございます。

それと、あと諸経費ということでございますけども、管理運営業務の諸経費ということで60万円、そのほか各施設の通信費とかそういうものもございまして、それを含めまして諸経費ということで消費税まで合わせまして206万円でございます。それで、トータル1,273万6,000円ということで、全体のほぼこの予算に対するものについては人件費が主だということで、あとは諸経費でございます、諸経費と消費税相当分を計上したところでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そういうふうにして今も人件費、人件費と言われたんですが、延べ何人かということも中身が全然わからないわけですよね。それで、山口議員のとも、これは内容的には委託料ということで指定管理者のほうもさっき言われたようにどうしてもだれが受けても必要な義務的経費ですかね、それと人件費の分は分けてこういうのにはしてもらわないと、先ほど言われたように総額1,500万円と言われれば、もうむちゃくちゃ、そんなら300万円取る人が5人一年じゅうそれにかかってしもうて、その割には全然整備したりなんかしよると見えんじゃないかというごたる町民からの声が出てくるわけですよ。だから、ここは水道料が幾ら、例えば体育館にしたら電気が幾らとかというようなだれがやってもここは必要経費として必要な部分とあと人件費の部分と分けて説明してもらわんと、そういう誤解を招くわけです。わあ、1,500万円なら、それは5人、もう一年じゅうそこで働いて飯は食わるとかというごたが町民の方から出てくる声なんです。だから、そのところは、いや、その中で1,000万円はどうしてもこれはだれが受けても必要経費として要るんですよと、あとの5,000万円が人件費になりますという、そういう説明をしていただかんと、やはり山口議員のほうもなかなか納得できんんじゃないと思いますので、この指定管理者の委託料についてはそのところをしっかりと分けて答弁をしていただきたいと思います。よろしく願います。

○2番（山口 巖君）

ちょっと関連、総務課長にちょっと飛びますが、どうですか、課の統廃合ということでこういう結果になりますから、それでまたそこに社会教育課長という席もあいております。係

長が同席という、そういう例は今までありますか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

職員が病休等で休んだ場合もあります。そのときは、それぞれの係長が出てきて対応したということもありますので、現在課長がおりますけども、執行部の控室で職員等がおって、何かそういう不測で質問等があって答弁できない場合については後ろから持ってくるようにしておりますので、現段階では課長がいますので、課長が答弁してもらって、不足する部分についてはそういうふうに対応させていただきたいと思っております。

○2番（山口 巖君）

ということは、次の議会ぐらいから社会体育館、そして大浦の小学校、ああいうことで大分時間もとろうと思います。なるべくだったら負担も軽くしてやるのも一つの方法かなと、こう考えておりますので、検討のほうよろしくをお願いします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

職員の負担もそこら辺もありますので、適切に答弁できるように職員についても切磋琢磨してそういうふうに応答等ができるようにしたいと思っております。

それと、控室にもおりますので、そういうふうには的確に答弁できるように今後とも努めたいと思っております。

○3番（平古場公子君）

予算書の149ページですけど、幼稚園運営費補助金ということが出ておりますけど、これは大浦幼稚園の補助金だと思いますが、ことし上がって、卒園式の案内を受けてますけど、ことし卒園する園児、それと来年度入園される園児は何名になっておりますか。

○学校教育課長（高田由夫君）

お答えします。

現在13名おられます。

○3番（平古場公子君）

出生数を見てみますと、年々来年度までは41名ということですけど、次の年から30名、それから平成27年度入学は24名、大浦はですね、ということで、大変この幼稚園運営も厳しいと思います。私たちも統廃合の件で何回か話をさせていただきましたけど、実際はそういうあれには至らなかったということですけど、今後園のほうから何か相談とかはあってないでしょうか。

○教育長（陣内碩泰君）

議員おっしゃるように統廃合の問題については、もうできるならできるようにということで私たちも随分と中に入って調整を試みましたができませんでした。その後園のほ

うからは特段の相談は受けておりません。

○8番（久保繁幸君）

予算書の162ページ、中央公民館の備品購入は何をお買いになるのかと、次のページの164ページ、図書館費の今年度報酬に変わるとるのはなぜなのか、それでまたこれもまた金額も上がっておりますし、その辺の説明をお願いいたします。

○学校教育課長（高田由夫君）

公民館の備品については、視聴覚室の長机のほうを購入するつもりでございます。

それから、図書館の報酬でございますけども、これにつきましては公の図書館には司書ということで免許を持った者が要りますので、今現在は野田さんがなっておられます。ただ、こういう免許を持った方はなかなか勤めが5,800円の日給月給のような形では、よそに行かれた場合、公の図書館をまた開いておくためには探さなくてはいけないというようなことで、今回予算的には少し報酬というような形で上げまして、賃金じゃなくして報酬のほうで組み替えましたので、その分が増額したと、免許取得者の雇用確保という意味でも責任を持たせる意味でもそういうような措置のために賃金を報酬に切りかえたということでございます。

○8番（久保繁幸君）

そしたら、今まではおられなかったのを、そういう形でいない状態で過ごしてきたわけでしょう。今までそうやったとでしょう。それが必ずしも本年免許を持った人がおったからこういうふうなことにしたと、それを今まではそれでよかったのに、何でこういうふうにされたのかですね。

それと、机を100万円がと買われて、これはどういうふうな机を何台買われるのかですよ、お答えいただけます。

○学校教育課長（高田由夫君）

2点目の図書館の件でございますけども、以前は内田隆子さんという職員の方がおられて、その後に野田さんが今緊急雇用で免許を持った方でおられます。この方がまたどこかよそへ行かれますと、その方を置いておかないと、先ほど言いましたように公の図書館でございますので、それで今野田さんがおられますので、その方の内田さんの次に来られた野田さんについて賃金じゃなくして報酬のほうで少し上げたということでございます。

公民館の備品でございますけども、今現在も表面等、もうでこぼこいたしておりますので、その分につきましては折り畳みがスムーズにできる軽いやつのほうに変えるようにいたしております。

○10番（山口光章君）

164ページの図書館費ですね、私も時々図書館にお邪魔して本を借りるときがあるんですけども、自分の好みの本がなかった場合は、今インターネットによって県立図書館に注文してお借りすることができますよね。そして、大体そこでいろいろ話すが、どれぐらいの

利用率があるかというようなことを聞けば、毎日来てもらえばわかるですよというようなことでした。そこで、図書館の備品購入費が図書購入となっておりますよね、5万円と。そしたら、どういったあれで、例えば年に何回か新しい本とかなんとかを購入していかれているのか、そういうような中身のあれを教えてくださいたいと思います。

○学校教育課長（高田由夫君）

今資料をちょっと持ち合わせておりませんので。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、歳入全般の質疑に入ります。

第1款、町税29ページから第20款、町債56ページまでの審議をいたします。

質疑の方ありませんか。

町税の29ページから56ページまで。

56ページ。

○5番（牟田則雄君）

54ページ、4番の雑入の一番最後、指定管理者収益配分金、これは21年度が335万9,000円、22年度が274万8,000円でことしは243万6,000円となっておりますが、この収益配分金、これは何物ですか、お尋ねします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

指定管理者収益配分金の内容につきましては、たらふく館と漁師の館の指定管理の契約に基づく利益の2分の1を町に配分するという契約を結んでおりますので、その分の配分金額でございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、これ収益はふえて、配分金はずっと年々小さくなっているのは、これはどういう理由でしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

たらふく館さんにつきましては、22年度で実際338万1,000円の配分をいただきました。それで、23年度の予算を立てるについて、たらふく館さんから事業計画表を出していただきまして23年度の事業計画の中では利益が260万円程度見込めるということで、予算的にたらふく館さんは130万円の予算を計上しております。あくまでもたらふく館さんの事業計画に基づいた利益の見込みでございます。

それと、漁師の館につきましては、22年度分の配分金はまだ確定をいたしておりません。それで、21年度の実績の113万6,000円を見込みをさせていただいて、トータルでここに掲載しております243万6,000円の予算見込みということでございます。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

歳入全般についてですけれども、普通会計の性質別で見ますと、この地方交付税が5,000万円減額されておりますけれども、これ基準財政需要額の見直しということでありまして、若干町税あたりの収入額が上がっておりますですね、そういった兼ね合いなのか、その基準が見直されたという、その中身についてお尋ねいたします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

交付税につきましては、一応決算見込み的なものは前年度の数値等をもとに見込みするわけですが、実際の予算においてどれだけ的一般財源が必要かというようなことをそれに見合う分の予算を当初に計上するというので、これがすべての予算というわけじゃなくて、幾らか補正用の財源というのもありますので、そこら辺の関係で今年度23年度につきましてはこれぐらいの一般財源ということで、頭出し的に計上いたしているというようなことでございます。それで、普通交付税と特別交付税の関係でございますけれども、ちょっと若干説明させていただきますと、23年度につきましてはこれまでの22年度までの特別交付税が交付税の全体の6%ございましたけれども、23年度につきましては5%と、1%減って23年度は5%になると。その次に、25年度におきましては、その5%がさらに4%ということで、その分それぞれ普通交付税の分が1%ずつ配分額が変わるというようなこととなっております。それで、普通交付税につきましては、地方財政計画の中では対前年度で2.8%増額になっておりますけれども、太良町におきましては今回22年度の国勢調査の人口によって平成23年度の普通交付税が算定されるということになっております。それで、人口減が大分太良町はございますので、その分が相当影響するんじゃないだろうかというようなことを考えまして、ざっと計算しますと約1億円ほど普通交付税が減額するであろうと、これはあくまでも今のところの見込みでございますけれども、あと単位費用等がどういうふうに変ってくるかというようなところで、ちょっと若干違ってくるとは思いますが、主な分については人口が減ったというようなことで、相当普通交付税については減ってくるんじゃないだろうかというようなことは考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

太良町のこの予算書が最終が今審議されたわけですが、この依存財源が76.3%という、もうまさに太良町の予算の最たるもので、その中でも地方交付税というのは非常に一番頼れる収入財源でありまして、本当に今説明がありましたように人口減による大体今見込みですね、見込みですので、これ確たる数字は出ないと思っておりますけれども、それと関連して、今、国政が非常に混沌としているという状況の中で、予算関連法案がまだ通っておらんとい

うこともあって、そういった特に公債特例法案とか税の軽減とか子ども法案とかそういったつなぎ法案がまだ成立してないという部分でどのような町に影響があるのか、そこらはちょっとどういう見込みをされているのかお尋ねいたします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

この予算につきましては、その法案が全部通ったというようなことで計上いたしております。ということで、その法案がいつ通るか、通らないか、ちょっとそこら辺はつきり定かではございませんけども、そのときに応じて今後補正等によって対応せざるを得んというようなこともございますし、東北地方の大地震の災害によってそこら辺の全体の国の予算がどういうふうにもまた今後動くか、そこら辺も十分注意しながら予算を計上して、予算をとるか今後の補正も考えなければいけないのかなというふうには考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

今、財政課長言われたように、まさに今国難の時代ですね。災害復旧には10兆円とも言われておりますけれども、そういったいろんな国の状況というのが本当に混沌としているという状況の中で、非常にことは見込み、当然順調に見た場合の見込みでこの予算立てをされておると思いますけれども、非常に厳しい状況の中で、ある意味そういった厳しさを想定していかなければならないというふうな感じを受けます。やっぱり我々も辛抱するところは辛抱せんばいかなあという思いに今立っておるわけですので、そういった中で、もしそういった関連法案が通らなった場合の作業、支障を来す分野、それは具体的には何が幾らどうなのかというとはできないと思いますけれども、その関連法案が通らない、また延長されると、延長法案が通らないという場合には、どこにどのような、いわゆる子ども手当についてもどう変わっていくのか、これはもう当然通らなければ、想定をされるわけですので、どのような想定をされて行政運営をされていこうと思うのか、この辺が今非常にわからない状況ですので、当然もちろん予算も見込みですので、これはもう確たる決定はしてないわけですから、その辺は見込みの中でどういう作業が必要になってくるかを、どのような想定をされているかお尋ねいたします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

そういう想定は今のところちょっと財政課としてはしておりません。ただ、各課においてどういうふうな状況で対応するか、それは各課の状況は報告していただいて、それからその財政的な措置というか、一般財源等がもし足らなかつたら、そういう基金等を繰り入れるというようなことも考えられますし、具体的な件については、ちょっと財政のほうでは把握しかねます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

昼食のため暫時休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

休憩を閉じ直ちに会議を開きます。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

ページ44の民生費県補助金の中の児童福祉費補助金なんですが、一番下の分、これはトンネルかと思うんですが、地域子育て創生事業費補助、これはどのような事業に充てられるのかお尋ねいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは平成23年度に10分の10、全額充当をされる、補助金ですね、地域子育て創生事業ということでベビーシート等整備事業という副題がついておりますけれども、その分の予算であります。

○6番（川下武則君）

55ページの海水浴場シャワー使用料の12万4,000円のっととばってんですよ、年々お客さんが減つとると思うとばってん、そこら辺をまず聞かせてもらってよかですか。来客数です。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

シャワーの使用料の12万4,000円の予算でございますけども、22年度実績で100円の1,373人使用していただきましたので、22年の実績は13万7,300円でございます。23年度予算については一応1,240で計上をさせていただいております。年間の使用実績につきましては、歳出の資料を見て、ちょっとまたすぐ調べまして後ほど御答弁をいたします。しばらく時間いただきたいと思っております。

○6番（川下武則君）

何でもこういう質問しとるかというたら、これに関連して、要は海水浴場のお客さんが年々減少しよつとですよ。何とかお客さんをふやすカンフル剤というふうな感じで、実は昨年町長がちょっとけがして入院したときに、海水浴場にパラドールとかいろんな施設といいますか、そういう部分を購入して幾らかでも来客数を県外、県内含めて来てもらって、海水浴

に来た暁には旅館に泊まって帰るとか、ちょうど夏の海水浴といえば7月、8月なんで、カニもいっぱいとれてる時期なんで、そういうのもセットにしてできないかということで、私もあっちこっちおかげさんで行くもんですから、至るところに海水浴場もパラドールとかいろいろんな試行をしたり、白浜海水浴場に当たってはかき氷屋さんが1軒ぐらいしかないぐらいですけど、よそに行ったらそういう出店みたいなのもいっぱい出たりとかして、そういうふうにして来客数が少なければそういうふうな出店もできないもんですから、そこら辺をもうちょっと誘致できないかなあという思いで質問してはいますが、そこら辺はどうですかね、企画課長。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

先ほどの利用者数でございますが、21年度が9,158名、22年度が8,540名ということで、議員御指摘のとおり若干利用者は減少しております。その7月から8月の特に7月末あるいは8月上旬が一番お客さん多ございますので、そのときの土日の天候によってその年の数字がいろいろ上下するというのもございます。全体的にはちょっと減少傾向でございます。それで、海水浴場を使っているいろんなイベントあるいは商売等につきましては、これが白浜海水浴場が県の施設でございまして、町が指定管理者となって管理をしているところでございます。それで、海浜公園白浜海水浴場の県の管理の規則等がありまして、施設内での商売というのは今のところできないということで、今出店をしていただいている分は海水浴場の施設外でしていただいとる形で、それにつきましても県の監査委員のほうから御指摘等がありまして、その辺をもっと弾力的に町としても運営をして、議員御指摘のようにもっと効果的な観光資源等使いたいというお話は昨年発言をさせていただいてはいますが、県の管理という規則の中で指定管理を受けてる側がいろんな要望をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

今、説明である程度私も理解はしたんですけど、ただこれだけ太良町に旅館にしても一緒ですけど、これ見ても入湯税もお客さんにしても毎年毎年減ってる中で、いろんな部分ミックスして県内、県外からお客さん呼び込むイベント等をできないかなというふうな思いで今質問してます。正直な話、私もずっとこの地域に55年間こうやって生息しとるもんやけん、だてに生息しとるわけじゃなかとですよ。あっちこっち行きながら生きてるもんやけん、そん中で少しでも太良町に笑いじゃなかばってん、せっかく賑わいたらをという部分で町長も2期目を発信させたわけですから、その発信に向かって少しは違うのも試行したらどうかなと、県の縛りとかいろんな部分もあるかもしれないと思うんですけど、そこら辺をいま一度もう一回原点をふっくやすじゃなかばってんが、変えてやったらどうかなというふうに思っ期待しておりますんで、よろしくお願ひしときます。

○町長（岩島正昭君）

海水浴場の利用客が年々減少してるという中で、何かイベント等々で人寄せをせないかんかというふうな御質問でございますけども、すぐ横のお隣にB&Gのヨットハーバーがございます。あれと一体化して何かイベントができれば、もう少し人間が寄るんじゃないかというふうなことで、そこら辺を再度検討していきたいというふうに思っております。

○7番（見陣泰幸君）

49ページの不動産売払収入のところですけど、この1番、2番、土地、建物、この2つ、場所とどれくらいあるのか質問します。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

土地の売り払いにつきましては、今現在交番跡地を今現在売り払いをしているところがございますけども、その他の土地についてもある程度の小さい土地とか随契とかということでもちょっとお話をしてるんですけど、なかなか買い手がいないというようなこと等もございまして、大変苦慮をいたしているところがございますけども、今後そういうふうなところでなるべく努力をしていきたいというふうに思っております。

また、野崎住宅につきましても、今23区画のうち18が売れて、あと5区画残っておりますけども、その点についてもなかなか買い手がいない状況でございますけども、いろんな方策を今まで講じてはきましたけども、なかなかうまい妙案がないというようなこと等もあり、また今回の22年度までの定住促進の関係で補助金等も出しておりますけども、それについてもなかなか有効な手だてとはなっていないというふうな状況でございますので、今後何か妙案がありましたらと思って、ちょっと今後も検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、これで平成23年度一般会計の歳入歳出それぞれの質疑を終了しましたが、歳入歳出全般と給与費明細書174ページから地方債調書188ページまでの総括質疑を許可いたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

午前中、教育長の答弁がちょっと薄いような感じがしましたので、先ほど申し上げたあれをお願いします。それだけでございます。

○教育長（陣内碩泰君）

連携型中高一貫教育に関してでございましたけれども、教育課程につきましては系統的な教育活動を行うために6年間を見通した教育課程を編成すると、そういうような取り決めに

してそれぞれの学校で実施をさせていただいたということでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

先ほどは勇み足で済みませんでした。今回は182ページの先ほど申しました力の部分です。これで支給率等のところはずっと最高限度額まで、これは多分退職金積立金の中で処理されるものと思いますが、その後ろ、その他加算措置等、定年前早期退職が特例措置として2%から20%という幅広いことを書いてありますが、これはだれがどういう基準で2%にするのか20%にするのかお尋ねいたします。そして、この2%から20%の加算のこの財源はどこからどの財源を使うようになっているのか、2点をお尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、退職手当組合については、市町村が私たちの町も一緒なんですけども、退職手当組合に負担金として支払いをしております。それで、市町総合事務組合の中に退職組合のそういう規約があって加入市町村等の退職手当について共同処理で事務処理をしております。今県内で28団体が共同処理の事務の中に入って小城市とか嬉野、神埼とか、それぞれの一部事務組合等も含めて28組合で共同運営で退職手当組合のそういう退職金の支払い等についても一部事務組合でしております。それで、2%から20%については、これについては退職手当組合の規約がありますので、規約にのっとってこちらのほうから理由によってそれぞれ違うと思います。うちが整理解雇とか、それとか勧奨対象とか、それぞれの理由によって退職された場合については率がずっと決まっておりますので、その率等によって2%から20%の範囲内で支給をするというふうに、それと負担金については特別負担金というので、もしそういうふうな加算がある場合については、市町村が特別に議会にかけて特別負担金を支払いするようになります。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、特別財源ということは一般財源のほうからするわけですか、組合の中から、先ほど今説明されたいろいろな各団体の中でちょっと、普通の退職金の処理はそっちでされると思うんですよ。この分についての加算の分、2%から20%の分を、それで今の説明で言われたら、例えば総務課のほうでいろいろな事情を勘案してこの人は2%、この人は20%ということで裁定して、そしてこの出される財源については、これはそしたら一般財源のほうから出るという認識でいいでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、退職手当金の計算については、こちらが勧奨でいいとか自己都合というふうになっ

たら、向こうのほうで積算をしてもらって、それで一部負担金ということで先ほど言われたように一般財源のほうからそういう予算を計上して特別負担金としてお支払いをするようになります。

○9番（末次利男君）

主要事業の10ページの連番54、55、これに関して、この問題につきましては毎回質疑をされている経緯がございますけれども、この55につきましては、これはもう鹿島のバスセンターから県境までということですのでけれども、この54の廃止路線バスの補助の問題について、これは竹崎線と広谷ですかね、それから中山線と3路線でありますけれども、これは当然今から先高齢化率が高くなれば、重要な住民の足として大事ではあるということですのでけれども、一運行につきまして0.9から0.8ぐらしか乗ってないという乗車率でありまして、ここは施政方針の中にもありますように、この廃止路線バスを有効かつ効率的な運行をできるように事業者と話し合うというような文言もうたっておりますけれども、この件については、例えば私が思うのに、そりゃ容易ではないということはおわかりますけれども、この路線をちょっと変更すれば、非常に乗車率も上がるんじゃないかと、利便性も高まるんじゃないかというところもあるわけですよ。例えば竹崎線をピストンするんじゃなくて、ちょっと道越のほうに回ればどうなのかというような打ち合わせとか、あるいは今回広域農道もできましたし、ちょっと違ったところまで車を回せば利便性が高まるんじゃないのかということで、そういった工夫がされてるのか、事業者とそういった有効な運行方法を活用するために協議をされているのかどうか、まず。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今現在の太良町の廃止路線代替バスの3路線でございますが、これ昭和59年に管内の鹿島、祐徳自動車さん管内の2市6町の10路線が廃止になりまして、太良町の部分が3路線一応廃止ということになりました。それについてどうしても地元からの要望等において59年度から3路線の一応廃止にはなったんですけども、その辺を代替バス運行ということで祐徳バスさんのほうにちょっとお願いをするような形で継続をしてみました。それで、祐徳バスさんのほうで新しく事業として路線認可をとっていただいて今営業していただいております。それで、欠損額については以前は県の補助事業対象分のみでしたけども、平成17年度からは欠損額の2分の1を補助と、平成20年度からは欠損額の3分の2を補助という形でやっております。23年度以降については欠損額を鹿島市と太良町だけ祐徳バスさんに負担をお願いしている形でありましたので、23年度からは欠損額の全額の補助をしていただきたいという御要望がありましたので、それは武雄市さん、嬉野市さんは既に全額欠損補助をされておりましたので、太良町、鹿島市と御相談を申し上げて、やむを得ず全額補助をしておるわけですけれども、その中で議員御指摘のようにいろんな効率化が提案がないかということでお

話を実はいたしました。それで、実際竹崎から大浦駅までの分については、補助の対象がその路線なんですけども、それを太良病院前までをちょっと補助じゃないけども路線として運行をしていただいている現状もございます。それと、風配線については、路線としては牛尾呂までなんですけども、ちょっと広谷まででとめております。それで、またこの路線を新たに違う路線に出すということにつきましては、廃止路線代替バスそのものの制度の変更となりますので、その辺までは今のところ踏み込んだ議論はしておりませんが、ちょっと交通弱者、今から多分ふえてくると思うんですね。利用者は今減ってますけども、ある時期から私はふえてくるんじゃないかと逆に思っております。ですから、そういうところも廃止路線代替バスの今路線の議論も必要ですけども、御指摘のようなことも今から議論していかなくちゃいけないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

この問題につきましては、ずっと以前から担当としては努力をされておるとは思いますけれども、そういった今回新たに広域農道という道路が一本幹線が通りましたので、そういったことを機会として、できるかできないかは交渉次第だと思いますし、また当然新たな新規の路線をすれば、当然そういった手続等もどうなるのか、その辺はちょっとよくわかりませんが、それと今しおさい館がそういった巡回バス等も運行しておりますし、いずれにしても重複をしたところもあるわけですよ。そういった中でその3路線を特定して既得権的に運行をするということであれば、もうちょっと乗車率を高めるような努力をすることはまずこりゃ当然課題、これはもう永久的に続くわけですから、そいけんせっかく路線を町費で赤字を補てんして運行しているわけですから、やっぱりそういった乗られないからじゃなくて乗られるようなやり方を今は考えるべきだというふうに思いますので、ぜひともそういったところには努力をしていただきたいと思います。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、実は私もこれ質問しようかなあと思っと思って、ちょっとほかの部分で質問したとばってん、実は道越には岩下という部落といいますか、小さい、あるんですけど、実は岩下の人たちからもこの話が出て、竹崎さん行くとはよかばってん、帰りなっとな岩下のほうさん回ってくるぎにゃ全く家の一軒もなかとこいば通って田古里まで行くとよかも、岩下さん登ってくいしゃつき、助かっとなばってんというそういう声も上がってましたし、今末次先輩が言うてくるっことですよ、そうやって多少は路線の変更よりもお客さんに乗せることも考えればいけんのじゃなかなあと思います。よく私たちがごっとい言われとる、私ももともと漁師をやってて、おらんガネはとれんと一緒、おらんタコもとれんと一緒で、お客さんのおらんとこいば幾ら車が100走ったっちゃ、これは一緒じゃなかなかと、やっぱり家のあるところあるところをなるべく回って、少しでも赤字補てんが町民の方に給与されたら

よかつちやなかかなあと。今さっきも末次先輩が言うたごと、道越から野崎のほうさん回って、来るときには竹崎のほうさん行ってもよかばってんが、帰りは漁協のほうを通って野崎を通って亀ノ浦に入ってっていうふうに、中嶋病院のほうからまた太良のほうに行くとか、いろんなぐるっと一周じゃなかばってんが、そういうのもできるんじゃないかなあというふうに思います。特に今後私たちも含めて高齢者がかなりふえていくんじゃないかなあと思うし、うちのおやじも85でまだ今運転はしよるばってんが、いつまで運転ができとかなあつて、できれば早う免許証ば取り上げたかばってんが、代替バスなつとん来つぎにやもうおやじ何とか前へバスが来つけんが、もうバスに乗ってゲートボールしに行かんねとか、そがん話もできるばってんが、今の状態じゃ道越まで歩いていたて、もう車に乗りんしやんとか、やっぱりそがんとも言えんけん、なるべくならそうやって代替ができる、そこんたいは祐徳バスと一緒に考えて、企画課長がいる間に、生きてる間にそれが可能になってくれればなあと思うんですけど、どうでしょうか、課長。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今現在の制度でいく廃止路線代替バスの路線をどういうふうに効率的に運用していくかという問題と、あと交通弱者が今後ふえていくだろうという中でどの地区でどういう形でそういう人たちを行政として支援していくかという問題を2つに分けて考えていかなくちやならないのかなと思っています。それは先ほど道越のお話をされましたけども、太良町全般、谷々に集落がございますし、いろんな地域のいろんな考え方があると思いますので、それも総合的な交通対策として議論を始める時期にきてるのかなあという感じは担当課長としていたしております。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

109ページの5番、これで火葬場の解体ですね、これはきのうかおとといも質問されとったと思うんですが、これの意外とちょっと見て高い感じがするわけですよ。それで、あれの現在ある火葬場の建物の坪数と、それからこれはもう入札済みなのか、それと火葬場の解体工事の設計、解体する場合は設計はどういう設計をするのか、そして監理する場合も工事監理者の資格を持った人がもしするとしても、ちょっと390万円というとは、ただつくるときの設計料としては3,000万円の工事に300万円の工事監理費というのは大体普通相場と思うんですが、解体するときはどういう設計をしてこれだけの金がかかる、例えば1日3万円の人をここに仮に監理者として入れたにしても、これ130日分、そがん火葬場解体するときにも日にちもかからんと思うし、大体10日もあればきれいになるやろうし、そいけんそこら辺を解体分が幾ら、あとの整備とかなんとかというごたつとはどういうふうになつとると、今答えられんでも、後でその分でも、今答えられたら、今答えて。これ、まず最初にこの予算は入

札済みなのか、そして今言うた解体の場合の設計費はどういう設計をするのか、このあと火葬場の解体そのものに3,080万円要るのはどこに幾らずつ要るのかというのをちょっとお願いします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

昨日、山口議員からも幾らか質問受けまして、大まかではございますけれども答弁いたしましたけれども、委託料につきましては、請負工事の中で解体工事ということですが、ダイオキシンですね、昨日も言いました、ダイオキシンを監理させるために設計の監理委託料の中で見ております。それと、3,000万円の内訳は解体とあとの整地ですね、整地の分を見ているということで昨日も報告したとおりでございます。

それと、旧火葬場の坪数ですけども、済みません、平米で言いますと74平米、22坪ぐらいになりますか、坪数で言えば。今回の、これは建物だけです、今回のあと新火葬場が997になっておりますので、そのような差です。発注はまだしておりません。

○2番（山口 巖君）

先日ちょっと質問した件なんですけども、連番3、予算書68ページの地域づくり事業費助成金ですね、これについてももう少し質問したいと思います。先日の答弁では国の6次産業化には余り規模が大き過ぎるということではなかなか難しいような答弁をいただいたと思います。それで、もう少し、そしたら実例を挙げてこういうのが通るのかちょっとお聞きしたいと思います。というのは、今分校跡地を利用して地域の人たちが幾らか資金を出し合って組織を立ち上げ、昆虫の販売を目的に今事業に取りかかっているところでありまして。こういう理由でこの目的は産業の開発、育成、そしてまた特産品の開発及び販路拡大と、こうなっておりますが、太良町独自の事業だったらこういう事業を進めるためのという解釈でいいわけですかね。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今回の地域づくり事業費補助金につきましては、できるだけ町民の皆さんの自発的な特産品開発等の、あるいは新規の仕事等を起業していただく分について応援をしたいという趣旨で予算を計上させていただいておりますので、できるだけ弾力的な運営をやりたいというふうに思っております。それで、今具体的に事業のお話ですけども、そういう事業を昨年から着手されてるといってお話もお聞きしています。もちろんそういう事業も該当になると考えております。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

ありがとうございました。実は今維持管理費等もその人たちに幾らかの負担があるかと

思います。

それともう一つ、これはどうしても実現していただきたいというのは、もう一つ、三里分校の件もあるんですよ。これをなるべく町が応援して成功させていただいたら三里分校の跡地、ここもいろいろまた多方面で利用できるかと思えますけど、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（坂口久信君）

それでは、審議も十分尽くされましたので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第11号 平成23年度太良町一般会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第12号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第12号 平成23年度太良町山林特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

歳入歳出、歳入のところでは事業収入、これが1,929万円事業収入として上がっておりますが、前年度の実績が672万円やったですかね。これは大体どのくらいの主伐の面積をされてどのくらいの売り上げを見込まれているのかお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

主伐面積につきましては4.47ヘクタールでございます。売払収入といたしましては杉が456.76立米で約541万円ですね、ヒノキが443立米で918万1,000円、それから製品にいたしまして製品販売代金が370万円程度、合計の1,829万円を見込んでおります、それとあと100万円は間伐等の売払収入というようなことで1,000立米で100万円の予算を計上いたしております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、差し引き4,500万円ぐらいやっぱり経費赤に、過剰になるわけですよ、これだけ予定どおりの金額で売れたにしてですよ。支出からいけば4,500万円はちょっと事業の

中では4,500万円は別に要するということでしょう、大まかですが。ですね。極端に言えば4,500万円は赤字が出ます、この事業をやったらということでしょう。収入がそれだけで経費がこれだけかかるということで、ちょっと帳面上ですよ。そしたら、山があるから太良町は安い水でよろしいということにいつもずっと言われてるんですが、水道料の収入が年間5,700万円、山があるから水が安いというても4,500万円余分にこれがかかっているわけですから、それを水道料に上乘せしたら、これは余り水道料、山があるからということで説明は余りつきにくい予算になってるわけですよ。そこら辺は、もう町のあれだから追求はしませんが、大体この1,929万円というのは、大体今言われた4.47ヘクタールか幾らかでこれだけの収入はありそうな見込みですね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

間伐の販売と主伐の売払収入ということで1,929万円を見込んでおります。それから、主伐に係る経費でございますが1,682万5,000円ですので、主伐の立木の利益というのは大体140万円程度を見込んでいるところでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第12号 平成23年度太良町山林特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第13号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第13号 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この後期高齢者の歳入の分ですが、一応国保のほうですかね、国保のほうから後期高齢者支援金等ということで2億576万7,000円そっちのほうにやるような予算になってるんですが、そのお金が後期高齢者のほうには、これは直接もうそっちに払われてるんですか。それとも、ここには載せない理由は何でしょうか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

国保のほうの後期高齢者の支援金につきましては、国保の税で一括になっております。これはこの後期高齢者医療には関係ございません。別でございます。この後期高齢者の保険料につきましては、広域連合のほうですべて計算とかはやっていただいております納めておる金額でございます、国保の支援金のほうとは直接関係はございません。あれは後期高齢者の支援をするという法律ができて平成20年から町のほうから支援を国保税と一緒に集合税になりますけども一緒にして納めるという支援金のほうですので、この後期高齢者医療の保険料とは関係ございません。

○9番（末次利男君）

後期高齢者医療、広域連合になっておりますので、非常に各町村単位の医療費がどうなっているのかということがちょっとなかなかわかりづらいんですけども、話によれば、かなり後期高齢者医療は町内では高い推移にあるというふうな話を聞きますけれども、国民健康保険あたりは低いレベルで抑えてあるわけですけども、その原因というのはどのように分析されておりますか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

今の末次議員さんおっしゃられたとおり、この医療関係につきましては広域連合のほうですべてを管理をいたしております。今、医療費のことを言われましたけれども、参考までにちょっと1人当たりの医療費を申し上げます。平成20年で太良町の場合は一人頭81万9,500円、県内では7番目の率でございます。平成21年度におきましては一人頭90万758円、これは順位といたしましては県内11番目となっております。ただ、今の情報によりますと、今年度は伸び率が大きくてもう90万円、当然もう突破はしてるんですけども、100万円ぐらいいくというようなことでございます。うちといたしましても国保も一緒なんですけども、この医療費の伸びをとめていかんばいかんもんですから、データを今広域連合のほうにどういう病気があるのか、何でこんなにふえてるのかというのをデータを下さいと言ってるんですけども、ちょっとまだデータをこちらいただいておりますので、内容についてはうちのほうではわかりません。

以上です。

○6番（川下武則君）

済みません、後期高齢者がなくなったら国民保険のほうにまた戻ってこれると思うんですけど、そんなときにはまた町のほうからの財政支出がふえると思うんですけど、そこら辺の予測はどんな感じですか。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

ただいま議員さん言われたとおり、後期高齢者医療は当初民主党のマニフェストによりまずと25年で廃止ということで、大体計画的には今の時期に法案を出して来年度いっぱい廃止するという話だったんですけども、御存じのとおりちょっと準備が間に合わないということで、今のところ1年先送りという方針になっております。ただ、1年後にあるかどうかはまだわかりません。それで、その後なんですけども、基本的には国民健康保険にまた戻ることになっております。ただ、全国どこでも国保の財政は非常に厳しいですので、今のままで後期高齢者のほうが国保に入ってきてても、財政的に物すごく苦しくなるということで、国のほうでは当面今の制度、広域連合の制度そのままの方向性を立てていらっしゃると思います。ただ、先はどうなるかちょっとわかりませんので、今のところはそういう方針でいこうとさせていただきます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第13号 平成23年度太良町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第14号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第14号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第14号 平成23年度太良町国民健康保険特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第15号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第15号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

町長の施政方針で竹崎地区の漁業集落排水事業に対しまして12年度から供用が開始されて、その後現在に至って大規模修繕等に金がかかっていると、多額の経費が要しているというようなことで、今までは下水道事業基金を財源に一般会計から多額の繰入金で経営していたと。それで、今後も下水道基金の減少が見込まれ、一般会計からの繰入金の減額も考えられるので、利用者負担の見直しも視野に入れながら検討し経営安定化に努めてまいりたいというようなお話で、大変私も気にかかっておったわけですが、実は以前のお話になります、平成4年ですね、当時移動役場で2班に分かれて各地区にこの下水道事業について説明に回られた経緯があるわけですが、今ここに町長ぐらいいらっしゃるかなという感じがするわけですが、その当時のちょっとお話をさせていただきます。実は平成4年9月11日という、私のこれは記憶でございます、世界的地球環境汚染の問題から国、県の環境汚染防止対策として下水道等の整備が各市町村に推進される中で、本町は平成4年、執行部が2班に分かれて各地区、行政区に公共下水道並びに農業集落排水、漁業集落排水の整備推進の説明会を催された経緯がございます。そして、その説明の状況といたしましては、区民の反応は快適で非常に文化生活ができるという事業に対しましては総論では賛成でありましたが、各論になりますと金が要するというようなことから不景気との意見で推進が進まず、平成6年に当時の杉崎町長の相談されることについて、これは私と相対です。太良町は太良、大浦と海に面して港の補助金等の陳情を県知事並びに農林水産課に行く折、毎回到太良町にも下水道の公共下水道化、農業集落化、漁業集落排水事業を1カ所でもよいからやってもら

いたいと、ぜひ何とかこの事業をもう竹崎区になつとんできんかいという相談を受けた経緯がございます。私は地域に持ち帰って区三役あたりと相談をしまして、町長も竹崎で1カ所でもこの集落事業を取り組んでいただければ、町としても大義名分が通ると、県に。それで非常に陳情等にも行きやすいからというようなことでございまして区に持ち帰って相談した結果、臨時総会を開催し、そして98%の同意を受けまして漁業集落排水事業を平成8年度より町の試金石モデル事業として竹崎の漁業集落排水事業が始められた経緯でございます。そして、その後、竹崎漁業集落排水環境整備事業推進協議会会則が施行され、この協議会則は平成8年8月22日より施行されまして、その後また第1章総則として竹崎地区漁業集落排水施設維持管理組合という規約ができて、これが平成12年1月19日です、そして現在に至っているわけですが、見直しというような町長の施政方針の説明でありましたが、どのような見直しを考えていらっしゃるのか。これは今度の予算書にも上がっておりますように、前年度で1,100万円、施設整備事業として、また本年も前年度が1,200万円、本年度1,100万円というようなことが上がっておりますが、その辺について見解をお願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

木下議員から今までのるる説明をお聞きしましたけども、まず今年につきましては太良町で下水道等整備基本構想検討委員会というのを立ち上げております。その中で議員も御承知のとおり太良町の浄化槽の普及率が悪いということで、予算的にも集合の合併処理じゃなくして、これはもう金食い虫だから個人の単独合併浄化槽の推進をやろうというふうな方向づけがなされたところでございます。その分については、単独の合併浄化槽の推進をやる以上は、今の状況では普及率が悪いから、幾らか町の単独の別途に上積みをする方向で推進を下さいというふうな検討委員会等の御指摘等もございまして、それではその財源はどうするかというふうな形になったわけでございます。そして、下水道の事業の基金があるじゃないかと、それから出せばいいじゃないかというふうなことで皆さんたちからるる協議等々で御指摘をいただいて、それならばそれでいきましょうと、ただ、今のままで、それから基金から繰り入れをせん状態ならば平成42年度まではもてますよというふうな話をした経緯がございます。それは、もうそんなときは一応そういうふうで状況の流れで負担金等の見直しもすればいいんじゃないかという委員さん皆さんたちの決定事項がありましたから、今すぐにはないんですけども将来的なその時期が来れば見直しをせないかん時期が来るということで、そういうふうな施政方針の中でうたつてるというふうな状況でございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

行革あたりからいろいろなそういう考え方もあろうかと思いますが、近隣市町村のこの使用料に対しましても町のほうとしても十分把握をされていると思いますが、太良、大浦の漁

集では、竹崎の漁集では、1戸当たり1,500円と、それから1名の使用料金が500円というのが基本料金でございます、近隣の状況から見ますと塩田町で基本料金は1,000円、1人当たり500円と、それから脊振村、これも1戸当たりの基本料金は1,000円で世帯人数で600円と。それから、山内町、これも1,000円と600円というようなことで、神埼は2,000円と500円、上峰町2,000円と500円というようなことでございます。それで、担当課長にちょっとお尋ねですが、きょう23年度の漁業集落排水事業に対する特別会計の予算をちょっといただいたわけですが、処理場管理委託料、これが261万8,000円と、これはもうずっともう10年以上の継続でございます。そこで、私は今まで一般財源からの3,000万円からの繰り入れだから非常に圧迫をしておるから、この入札問題を何とか少しでも軽減できないかという相談をるやってきました。そしたら、いろいろな担当として事情等もあり得ると思います。そこで、10年来一緒ということになっておるわけですが、実際問題として何回となく私が主張を決算委員会でもしておりますように、平成12年度のその供用開始当時と現在最近のここ数年間の人口状況というものも大いに差が出ております。そこで、例えば浄化槽の保守点検等々、まったくみ取り料等にもある程度の減額ができるんじゃないかならうかと。そこで、私は担当のほうに町が交渉のしにくか場合は管理組合に任せてはどうかというようなことも何回となく主張したことがあります。そこで、この電気保安業務ということで19万2,000円上がっておりますが、この仕事のどういった内容か、それから浄化センター管理委託200万円と、この大きな額にどうして幾らかの軽減ができないものか、その辺についてお尋ねします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

最初の電気保安業務ですけれども、浄化槽につきましては動力、そしてまたは発電機を準備しております。その分につきましては毎月毎月保守点検を行ってその分の委託料でございます。

それと、議員言われます浄化槽の維持管理の分の200万円の委託料でございますけれども、今議員言われますように毎年もう少し軽減できないのかというような御意見もいただいております。ことしにつきましては中身等を精査しまして、業者の言い分もございましたけれども、そういったことも含めたところで当然入札をしたいと思っております。その分につきましては中身も町長、上司のほうにも報告して、それで入札方式ができればと思って今回は考えております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

理解します。

この件について余り私は主張しとなく。なぜかといったら、執行部の皆さんも議員の皆さんも御存じと思いますが、昨年ですか、議案審議の中で何人かの議員がこの件に触れまし

た。そしたら、提訴までいきませんでしたけど、裁判ざたというような手前までいきました。そこで、議員の皆さんも余りこの件には触れたがらないと感じております。今まで余り触れておりません、その後。しかし、これはもう私も議員にお世話なって地元の説得をしここまで推進をしてきた以上、また町に幾らかでも軽減を図りたいというふうな観点からいろいろ私は主張してきたつもりであります。果たして相手の業者を云々とかかんとか全く関係ありません。それで、その議案審議の中で外部に漏れるということは、これはもう執行部、議会側としても非常に権威を疑います。どうして漏れたかって、一般質問ならそりゃ漏れますよ。しかし、議案審議したとの漏るということは、ここの中からしか密告はしよらんという感じがします。しかし、それはそれとして、この件についてはもう言うしこら言いましたけど、今担当課のほうから今後の見直し検討を十分にただいまおっしゃいましたけん、一応その方向で町長も進めてもらえばと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

今担当課長が答弁いたしましたとおりに、その方向で審議を進めていきたいと思っております。
以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第15号 平成23年度太良町漁業集落排水特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第16号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第16号 平成23年度太良町簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。
討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第16号 平成23年度太良町簡易水道特別会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第17号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第17号 平成23年度太良町水道事業会計予算についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第17号 平成23年度太良町水道事業会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第18号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第18号 平成23年度町立太良病院事業会計予算についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（川下武則君）

37ページなんですけど、22年度1月1日現在と23年1月1日現在で医師の給与とか事務員さんの給料は下がるととぼってん、看護師さんの給料とかそういうのが全然下がるとらんとぼってん、そこら辺事務局お願いします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、医師のほうですけど、この医師給というのは正職員です。去年の1月現在は2名の医師、古賀先生と角田先生は給与ということで上げてましたので、その先生方の分が高かったと、年齢が高いので高かったのも、その分が入ってますので、前年は47万7,000円という数字になっています。今年度はその2人は嘱託というふうにして雇用しております。ここには入っておりません。年齢が若くなっているのも、平均したらこの金額になってるということです。

同じように事務のほうも新しく私たちが入ってきまして年齢平均したら大分若くなってるので、その分の減額ということになります。

以上です。

○6番（川下武則君）

年齢が若くなったからといって幾らか嘱託になったからといって減額というのはわかるんですけど、今先生が院長が来て1年たって、収益も幾らか上がってるみたいなんですけど、それについて収益が上がったら院長の給料もう少し上げてもいいんじゃないかなあとと思いますし、看護師さんの給料がそのままといいますか、全然見直されてない部分もあって、そこら辺の見解はどうですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

一般質問等でもありましたように、まだ給料の見直しを全体的には行っておりませんので、そのときに公平な給与制度ということで頑張ってる人たちが報われるような給与制度、そういったものにつくりかえていきたいと思っておりますので、そのときまでお待ちいただければと思います。

○太良病院院長（上通一泰君）

収益が上がってくるのはいいんですけども、公平な給与配分という面からいくと、まだまだ不公平な面がかなりあると思いますから、事務長からあったように公平な給与制度というのをこれから見直してつくっていただければと思います。

○5番（牟田則雄君）

これ予算書の中のことでないんですが、職員の採用のやり方で、きのうかおとこの回覧でも募集されております。あの中に未経験者の方は採用しませんという文言は入っておりません。いろいろな資格を持った人がそこに面接に行くと、あなたは資格はあっても経験がないので採用しませんという理由で断られたということです。今後はああいう採用をするときには未経験者はとらないのなら経験者だけとりますというようなやり方をしないと、採用の受ける基準には合っていないながら経験がないからあなたはだめですよという断られ方をしたという人が現に太良町におられるわけですよ。それで、また私はけさもそのチラシのほうを確認しましたところ、そういう経験者と未経験者を別に分けて採用するような文言は入って

おりませんし、前回のときにも多分入っておりません。それで行った人がこれなら詐欺たいというような感情を持って帰られたということですので、採用するときは未経験者をとらないのならとらないような採用の仕方、チラシのつくり方をしないと、せっかく面接に行ってもそういうことで感情を悪くして帰られたら、ちょっと町民の方に対する配慮が足りないと思いますので、そこら辺はどうでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

チラシにそういう文言は入れてないのは入れてないんですけど、きちっと電話とかあと履歴書を持ってこられた方については、全員面接をしてますし、また試験の中でそのあたりきちっと判断しながら採否は決めております。今言われた方がどういう経緯でそうなったのかちょっとわからないんですが、一応今言ったように厳正な試験と面接をやって採用、不採用決定しております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そういう基準は達してないのかなんとかということでは断られたというならわかるんですが、そういうのはすべて達していたかどうかわかりませんが、あなたは経験がありませんので採用できませんということ一言で断られたと、それなら最初から未経験者は採用しないのなら未経験者は今回採用しませんというような採用の仕方をしてほしかったということをわざわざ私にそういう話がありましたので、それは見ておりませんので私はわかりません。ただ本人が言われるのは、資格は多分全部持っておられたと思います、そのときの採用基準に対する資格はですね。ところが、断る不採用の理由が、未経験ですので経験がありませんのでということでした、だったらいいですよ。だけん、そこら辺が今後採用の中でもし未経験者をとらないというのなら、経験者だけというようなはっきり応募する人にわかりやすい応募の仕方をしてほしいということでしたので。

○太良病院事務長（井田光寛君）

今言われたように今後気をつけてはいきたいと思いますが、未経験者だからとらないというのは、今の病院の運営上、なかなか難しいということで、未経験であってもそのときの試験、また面接の中で意欲が感じられたら採用していきたいと思っておりますので、そのあたりも御考慮いただければと思います。

○9番（末次利男君）

収支計画、実施計画についてですけれども、これは全国的なものですけれども、公立病院の改革というのは総務省から改革プラン、改革を迫られて、そういった経営効率化に向けた計画をいたしなさいというふうな概要が来たと思います。そういった中でその一環として経営形態の見直しということもやったわけですけれども、22年度の決算、これは楽しみですけ

れども、非常に中身がよろしいというふうな情報も聞いておりますけれども、非常に頑張っていたらということも思っておりますが、23年度のこの予算を立てるに当たって大体の計画、いわゆる経常収支比率をどのくらいに持ってこようと思うのか、病床利用率をどのくらいの目標値に置くのか、あるいは一般質問でもあっておりますけれども、職員の給与比率、この辺も、どの程度に持っていく、そりゃもちろん収益が幾らであるということがもう前提になってきますので、ワンセットですから、その辺の目標値というのがあれば教えていただきたいなと思っております。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、今までと大きな違いとして、とにかく加算、いろんな診療報酬上の加算がとれていない点がありますので、大きな点としては急性期病床というのをつくりたい。そのために今、今年度から人員少しやりくり、人の採用もありますけど異動とかしまして、それがとれるような体系を今つくっているところです。そこが一番収益にも直結してくるかと思っております。それとあと急性期の看護補助加算とか、いろんな加算がとにかくあるんです。そういうのをとっていくことによって、余り変わらない人数で収益を上げることができるというところが上げられます。利用率に関しては、前年度の22年度の当初の予算が83.3%、60床の病床ありますが、50床が入るということで前年度は予算を立ててありましたが、今年度一応そういうところも勘案しましたけど、実際四十六、七床、利用率にしまして76.6%ぐらいが現実的なところかなということで、一応そういういろんな加算等を積み上げ、急性期等をつくったとしてこのくらいは見込めるかなということで予算立てをしました。

あと、収支比率ですけど、もちろん黒字にいけるような比率にはなるとは思います。人件費はやはり55前後におさめたいとは思っています。そこははっきりはまだ言えませんが、給与改定をしたときはっきりしてくるとは思います。よろしいでしょうか。

以上です。

○9番（末次利男君）

今回、経営形態の見直しで2年目になりますかね、2年目になりますが、いわゆる3年目の計画に入るわけですけど、3カ年、それで当時今管理者はもう院長になっておりますけども、当時町長であって、町長の諮問機関というのがあって、いろんな住民からの意見を申し述べる場というのが設けてあったんですよ、諮問機関として。いずれにしても事務長もおっしゃられたとおりの一般質問の中でもおっしゃられたように、住民の皆さんが医師を育ててくださいよと、病院を育ててくださいよという、もちろんまさにそのとおりだと思います。やっぱり住民に愛される病院を目指していく、スタッフはそういうことですけども、住民はやっぱり病院を育てるという意識に立ってお互いの意識が一緒になってすばらしい病院ができるんだなというふうな感じをしております。そのような中でそういう外部の点検評価とい

いますか、そういった機関を管理者として持とうと思われるのか、そこら辺もし何か思いがあればお尋ねいたします。

○太良病院院長（上通一泰君）

お答えします。

今、院内にいろいろ委員会を立てて活動しております。その中で改革委員会というのもありますので、それで検討はしておりますけども、それだけでは院外の意見が入ってきませんので、モニタリング制度として患者さんの御意見を取り入れるような仕組みをつくっていきたいと考えております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第18号 平成23年度町立太良病院事業会計予算について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第9. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議事を日程に追加したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第10 議案の上程

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案の上程。町長の提案の議案第19号から議案第20号までを一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（岩島正昭君）

議案第19号は、太良町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。太良町固定資産評価委員会審査委員会委員の任期が平成23年3月24日をもって任期満了となり、新たな委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

選任しようとする者は、太良町大字多良1868番地3、新宮義晃、次に太良町大字糸岐1015番地、井手カツ子、太良町大字大浦丁1384番地2、中島末博、以上の3名でございます。

次に、議案第20号は、太良町教育委員会委員の任命についてでございます。本案は現教育委員会委員の森數憲氏が平成23年3月18日をもって任期満了となりますので、後任に太良町大字大浦戊404番地3、昭和27年5月8日生まれ、浜崎敏彦氏を教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明は終わりました。

日程第11 議案第19号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第19号 太良町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第19号 太良町固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第12 議案第20号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第20号 太良町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

お諮りします。本件は人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと思います。
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

採決いたします。

議案第20号 太良町教育委員会委員の任命について、本案に同意することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

この際申し上げます。

今定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを承認願います。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては会議規則第43条の規定に基づきその整理を議長に委任された

いと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。一言お礼を申し上げます。

今定例会は、去る3月7日開会以来、本日まで11日間にわたり議員各位には平成23年度当初予算を初め条例等20件の重要案件について長時間熱心に調査、審議を尽くされましたことに対し深く敬意を表します。皆様の御協力によりましてここにすべての議案が議決できましたことを御同慶に存じます。

これをもちまして平成23年第1回太良町議会定例会第1回を閉会いたします。皆さんお疲れさんでした。

午後2時26分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 牟 田 則 雄

署名議員 川 下 武 則

署名議員 見 陣 泰 幸